

第5次 名護市地域福祉計画

思いやりで支える共生のまち・なご



令和5(2023)年3月
名護市

はじめに

名護市では、平成30年3月に「名護市第4次地域保健福祉計画」を策定し、平成30年度から令和4年度までの5か年間、市民相互で「思いやりの心」をもち、「支え合い」によって、住みよい地域社会を実現する「共生のまち」を築き、愛着の持てる地域づくりを進めていくため各種の福祉施策を推進して参りました。



この間、少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等が進み、また複合的な課題への対応等が必要になっていることから、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくりが不可欠となっています。

この度策定した「第5次名護市地域福祉計画」は、前計画の理念を引き継ぎ、地域共生社会の実現を目指して「思いやりで支える共生のまち・なご」の実現を図るため、地域における高齢者や障がい者、児童などの福祉全般にわたる共通的な事項を定める上位計画として位置付けております。さらに、令和4年3月に策定した「名護市成年後見制度利用促進基本計画」を内包する計画としており、地域共生社会の実現を図ります。

本計画の理念を推進するため、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、庁内関係各部門が一体となり、市民の皆様や名護市社会福祉協議会などの関係機関との連携・協働のもと、諸施策を実施してまいります。

結びに、本計画策定に当たり、地域福祉に関する意識調査に御協力頂きました市民の皆様、地域福祉に関する懇談会に御参加頂きました皆様、関係団体等ヒアリングに御協力いただきました皆様、貴重な御意見や御審議いただきました名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）の委員の皆様をはじめ関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

名護市長 渡具知 武豊

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5

第2章 地域を取り巻く名護市の現状

1	人口構造と高齢化の状況	7
2	世帯の状況	10
3	要介護等認定者及び障害者手帳所持者の状況	12
4	意識調査結果に見る地域の生活課題等	15

第3章 計画の基本的な考え方

1	前計画の総括	21
2	計画の基本理念	23
3	名護市が目指す地域共生社会の形	24
4	計画見直しの視点	27
5	計画の基本目標	29
6	計画の体系	30

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり

1	ふれあい・交流活動の促進と充実	31
2	地域の多様な支え合いの促進	34

基本目標2 包括的な相談・支援の体制づくり

1	情報提供・相談支援の充実	39
2	隙間のない継続的支援体制の確立	44
3	権利擁護の充実	47

基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

1	地域と福祉への意識の醸成と啓発	50
2	地域活動を支える担い手の育成	55
3	ボランティア活動の促進	59

基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

- 1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり 63
- 2 地域の安全を守る活動 68
- 3 人にやさしい生活環境づくり 70

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画策定の趣旨 73
- 2 意識調査結果に見る成年後見制度の課題 75
- 3 計画の基本的な考え方 79
- 4 方針ごとの取組 85

第6章 計画の実現のために

- 1 計画内容の周知徹底 93
- 2 計画の推進体制 93
- 3 関係機関等との連携・協働 93
- 4 計画の進捗管理 93

資料編

- 1 用語解説 95
- 2 地域懇談会の実施について 99
- 3 名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱 100
- 4 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）
実施要綱 102
- 5 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）名簿 104
- 6 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（地域保健福祉計画部門）
幹事会名簿 104
- 7 計画策定の経緯 105
- 8 諮問書 106
- 9 答申書 107

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、年齢や障がいの有無などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。

平成29年の社会福祉法改正において、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるよう努めることとされました。それまで、分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや持続可能な地域づくりと結びつけた取組を進めることが求められました。

また、同改正においては、市町村に①住民に身近な圏域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備、②住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組むことにより、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされました。

本市では、上記改正内容を踏まえ、平成30年3月、「名護市第4次地域保健福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、それまでの地域福祉の理念と仕組みづくりに加え、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備に着手しました。しかし、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域福祉活動が制約を受けるなど、計画通りに取組が進捗していない項目も見られます。

令和5年3月をもって前計画期間が満了することから、これまでの取組の成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した「第5次名護市地域福祉計画」を策定することとしました。

※地域共生社会とは

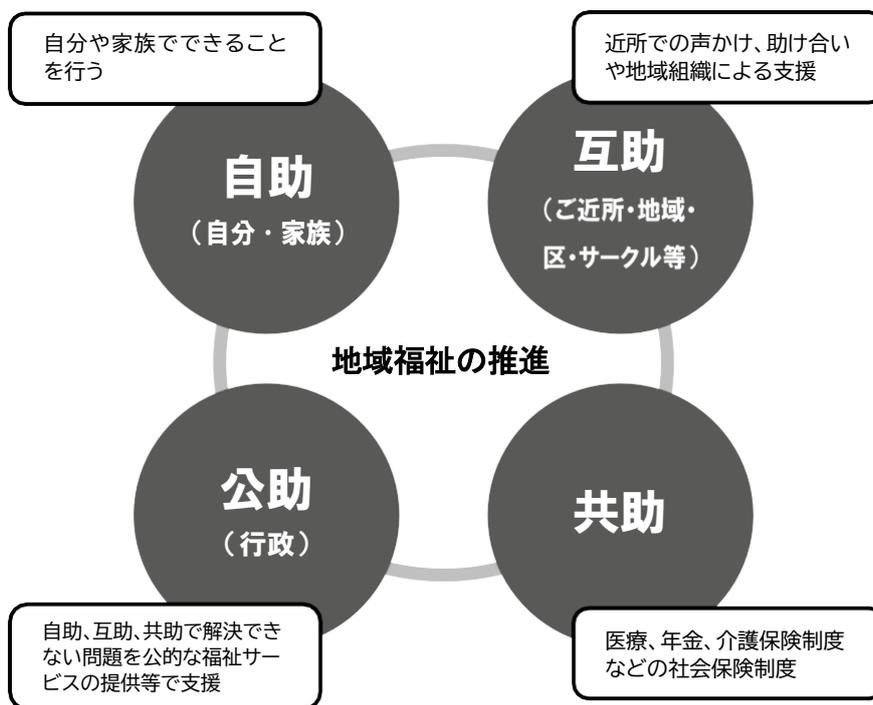
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

※自助・互助・共助・公助の考え方について

地域福祉を進めていくためには、住民や地域、団体・機関、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を理解し、力を合わせて関係性をつくる必要があります。

関係性を構築する上で「自助・互助・共助・公助」といった視点が重要であることから以下の通り整理するとともに、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、これらの連携による取組を進めます。

自助（自分・家族）	自分自身や家族が主体となり、自分でできることは自分の力で取り組む
互助（ご近所・地域・自治会(区)、サークル、ボランティアなど）	自分だけの力ではできないことを地域の協力を得て取り組む（近所での声かけや助け合い）
共助	介護保険制度をはじめとする社会保険制度等を利用し解決する
公助（市・県など）	自助、互助、共助で解決できない問題について、行政が公的サービスとして支援する

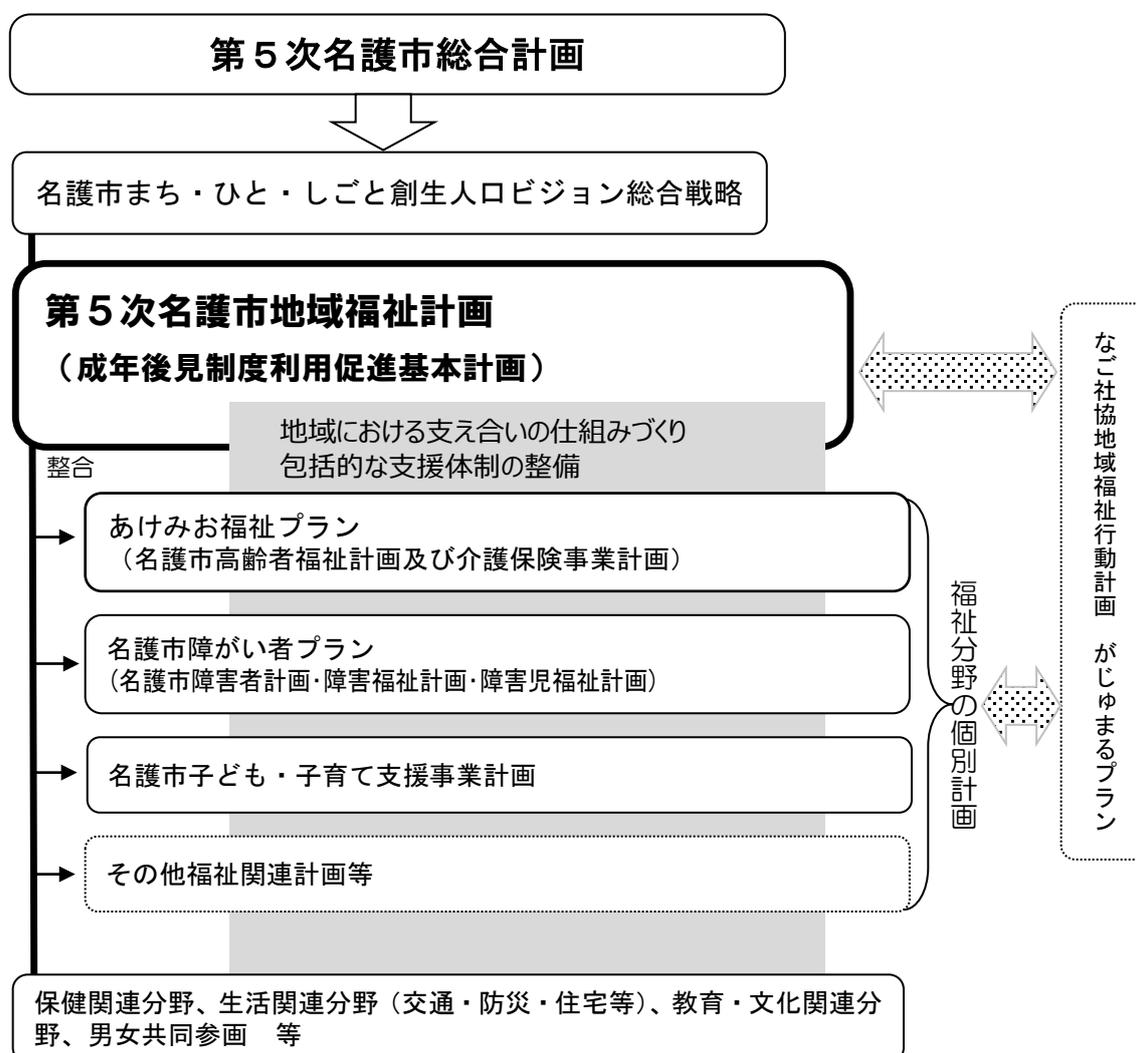


2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための行政計画です。また、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める「上位計画」となります。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とします。

■他の計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする5か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■地域福祉計画と関連する行政計画の計画期間

計画名	年度											
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	
名護市総合計画 基本構想 基本計画(5年間)	第5次					第6次						
	第5次 前期			第5次 後期5年					第6次 前期5年			
名護市 地域福祉計画 (成年後見制度利用 促進基本計画)	第5次					第6次						
あけみお福祉プラン	第10次				第11次				第12次			
高齢者福祉計画	第9期				第10期				第11期			
介護保険事業計画	第4次				第5次							
名護市障がい者プラン	第4期				第5期							
障害者計画(障害者基本法)	第7期				第8期				第9期			
障害福祉計画(障害者総合支援法)	第3期				第4期				第5期			
名護市 子ども・子育て支援 事業計画	第2期			第3期					第4期			

※将来的に策定される計画の計画期間(点線部分)については、仮定によるものです。

4 計画の策定体制

(1) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)」を設置し、審議を行いました。

(2) 名護市地域保健福祉計画等策定幹事会の設置

上記委員会に提示する計画案等作成のため、庁内関係各課の課長で構成する「名護市地域保健福祉計画等策定幹事会(地域保健福祉計画部門)」を設置し、検討を行いました。

(3) 名護市の地域福祉に関する意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「名護市の地域福祉に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)を実施しました。

●意識調査の実施概要

調査対象	住民基本台帳に基づき、満18歳以上の市民の中から無作為抽出した3,200人(ただし、地区ごとに一定の回収数が確保できるよう、地区ごとに対象者数を設定)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年8月5日(金)から令和4年8月26日(金)まで
回収結果	配布数:3,200件 有効回収数:695件 回収率:21.7%

(4) 地域懇談会の実施

意識調査の地域別の結果についての意見や感想、地域福祉に関する地域の状況について、ざっくばらんに話し合う場として、支所単位の5つの地区ごとに地域懇談会を開催しました。

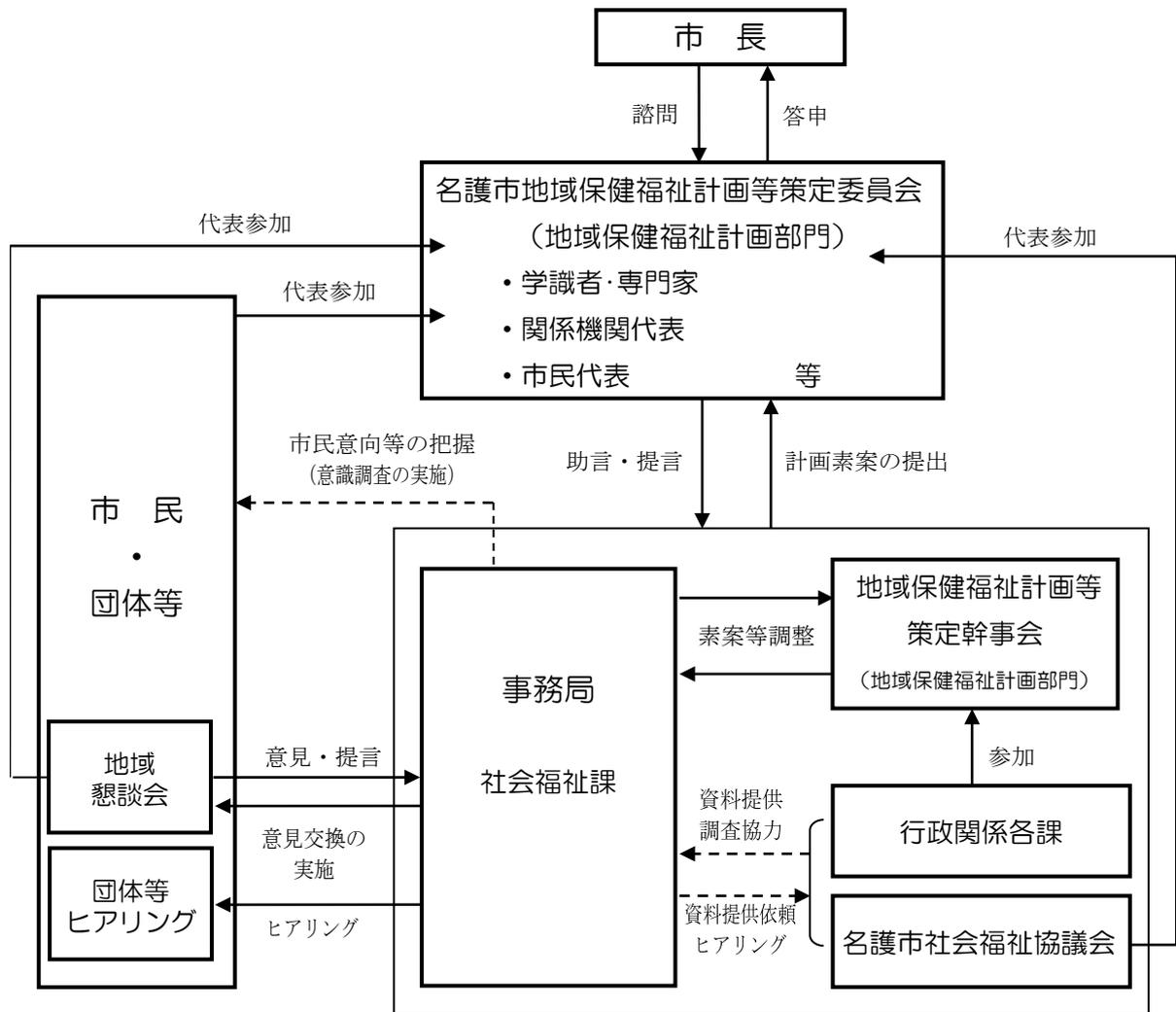
(5) 関係団体等ヒアリングの実施

庁内関係各課のほか、地域で活動中の福祉関係団体や相談支援機関・事業者に対し、計画骨子案についての意見をうかがうとともに、活動の現状や課題についてヒアリングを行いました。

(6) パブリック・コメントの実施

令和5年2月6日から令和5年2月20日まで計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

●計画の策定体制



第 2 章

地域を取り巻く名護市の現状

1 人口構造と高齢化の状況

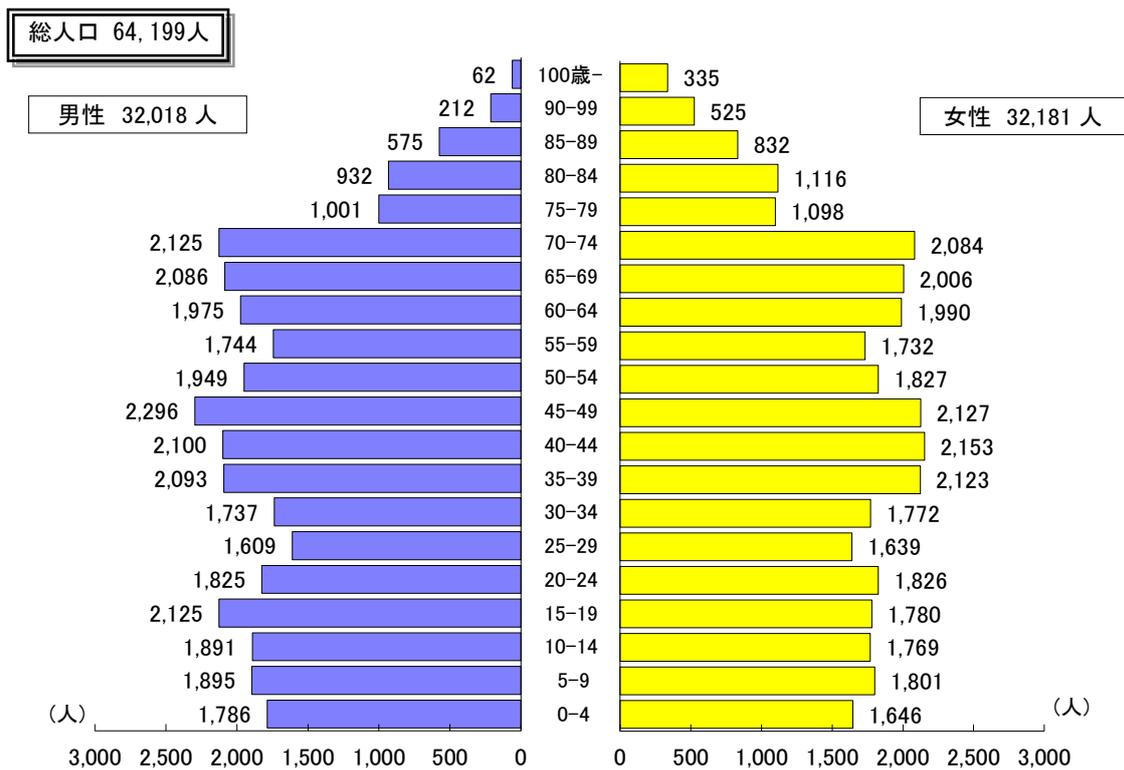
(1) 人口ピラミッド

本市の人口は、令和4年10月1日現在で、男性32,018人、女性32,181人、合計64,199人となっています。

年齢階層別にみると、40代から30代後半とその親世代にあたる70代前半から60代にかけてが多くなっていますが、年齢階層による極端なくびれは見られず、国のような「つぼ型」ではなく、「釣鐘型」に近い人口ピラミッドとなっています。

今後、70代前半の階層が順次後期高齢期に達することから、本計画期間中は特に後期高齢者(75歳以上)の増加が見込まれます。

■図2-1 人口ピラミッド



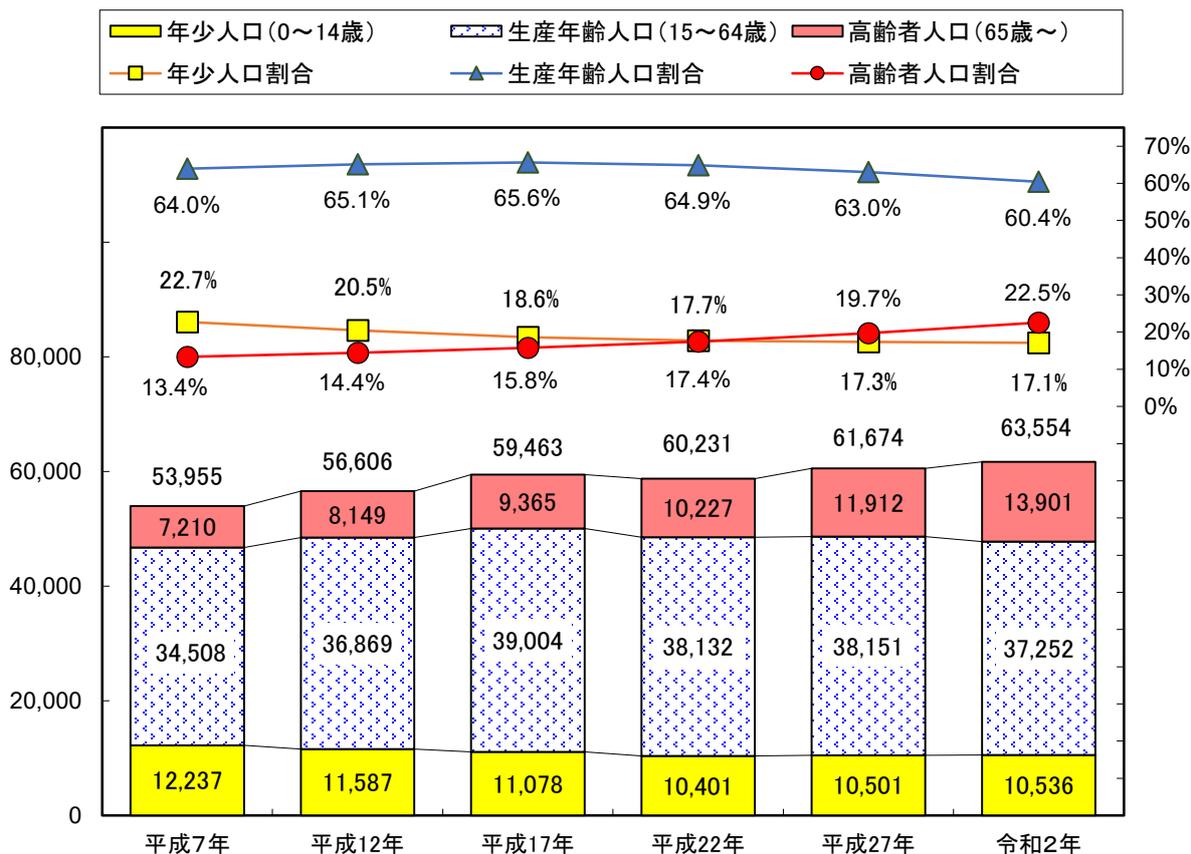
(令和4年10月1日現在)

資料:住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口と高齢化率の推移

本市の総人口は増加傾向で推移していますが、年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加を続ける一方、年少人口(15歳未満)は横ばい、生産年齢人口(15~64歳)は平成17年以降、減少傾向にあります。これに伴い高齢化率は上昇の一途をたどっており、令和2年の高齢化率は22.5%となっています。

■図2-2 年齢3区分人口の推移



(各年10月1日現在)

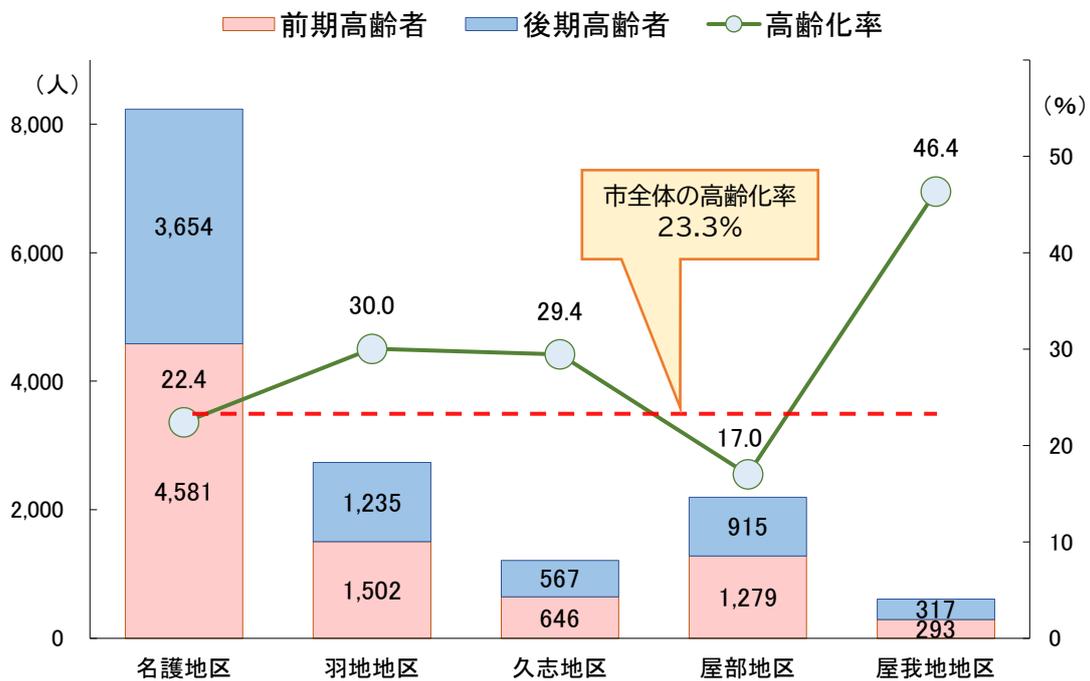
※総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

(3) 地区別高齢者数と高齢化率

令和4年10月1日現在の地区別高齢化率は、名護地区22.4%、羽地地区30.0%、久志地区29.4%、屋部地区17.0%、屋我地地区46.4%となっており、羽地、久志、屋我地の3地区は市全体の高齢化率(23.3%)を上回っています。特に、屋我地地区の高齢化率は、市全体の高齢化率の倍近い割合となっており、後期高齢者比率も唯一5割を超えており、他の地区に比べて高くなっています。

■図2-3 地区別高齢者数と高齢化率



(令和4年10月1日現在)

資料:住民基本台帳

2 世帯の状況

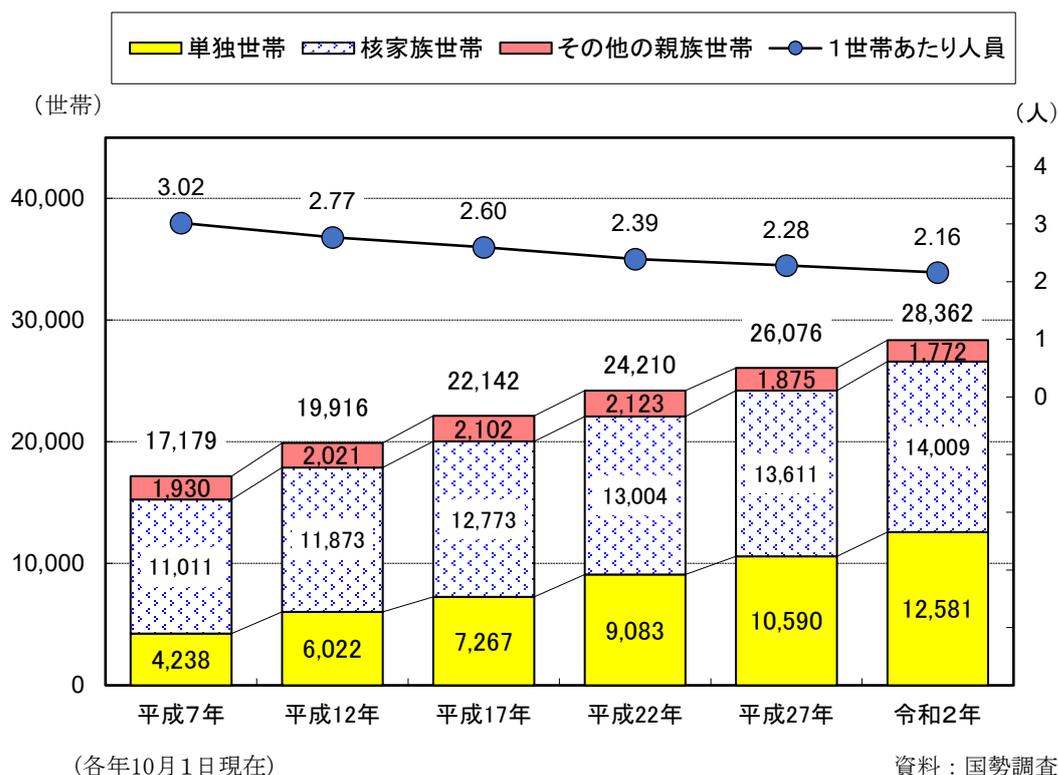
人口構造や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけではなく、近年はさらに単独世帯が増える傾向にあります(図2-4参照)。

また、高齢化の進展により、高齢者のいる世帯数も増加の一途をたどっていますが、最近では高齢者単身世帯に加え、高齢者夫婦世帯の割合も増えています(図2-5参照)。

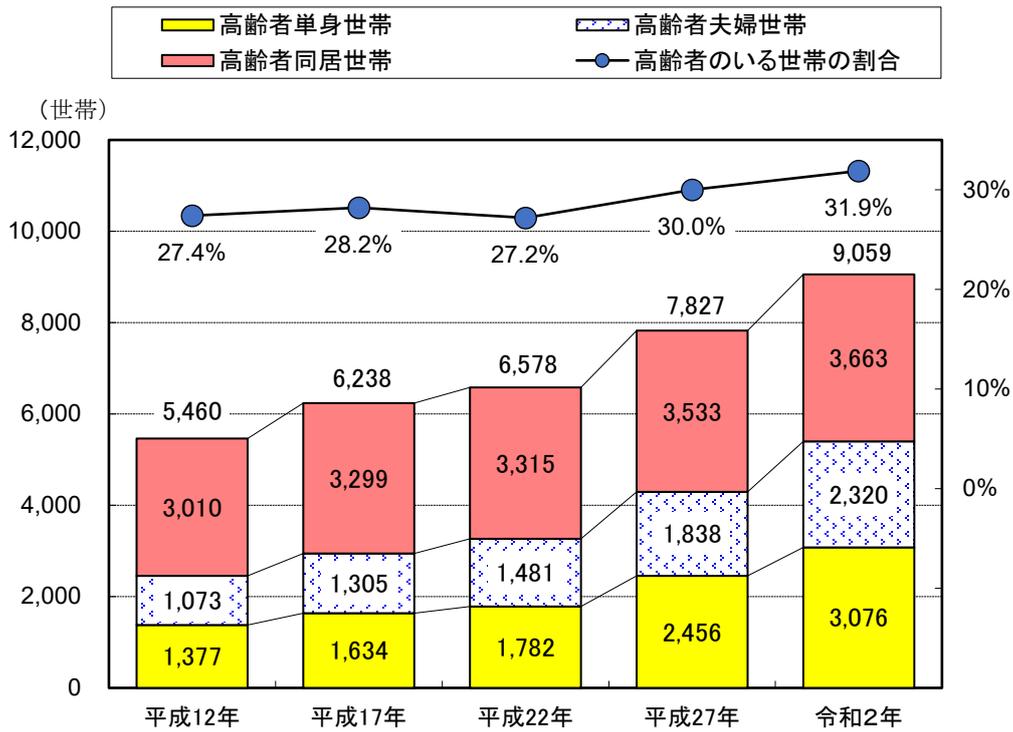
世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭内において、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事や育児を担っていく男女共同参画の視点が重要となっているだけではなく、支援の必要な子どもや高齢者、障がいのある人等を地域で見守る必要性が高まっています。

また、平成年間において増加傾向にあった母子世帯数は、令和2年で671件と、平成27年から令和2年にかけてやや減少しましたが、なお高い件数を維持しています(図2-6参照)。父子世帯数も平成17年以降減少傾向にあります。これらひとり親世帯の中には、貧困などさまざまな困難を抱える世帯も見られ、次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各家庭の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

■ 図2-4 一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



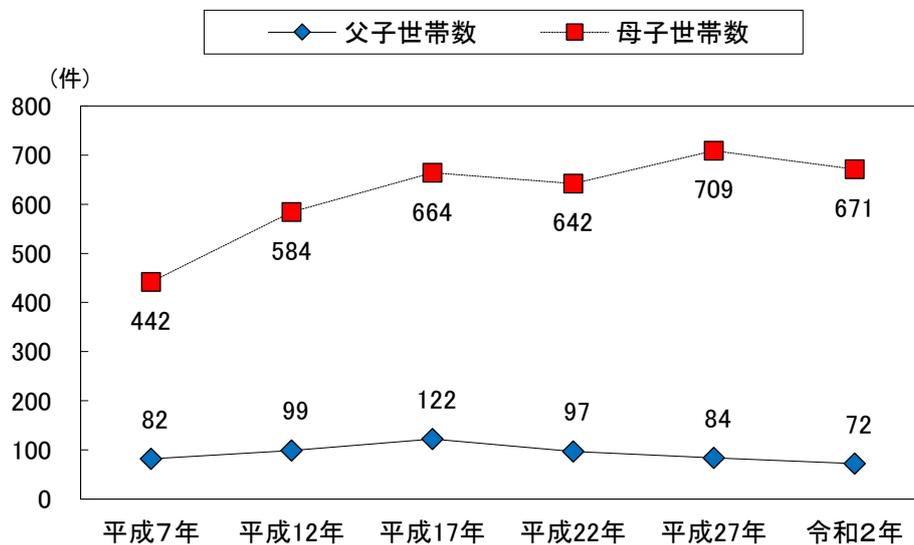
■図2-5 高齢者のいる世帯の状況の推移



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

■図2-6 母子世帯・父子世帯数の推移



(各年10月1日現在)

資料：国勢調査

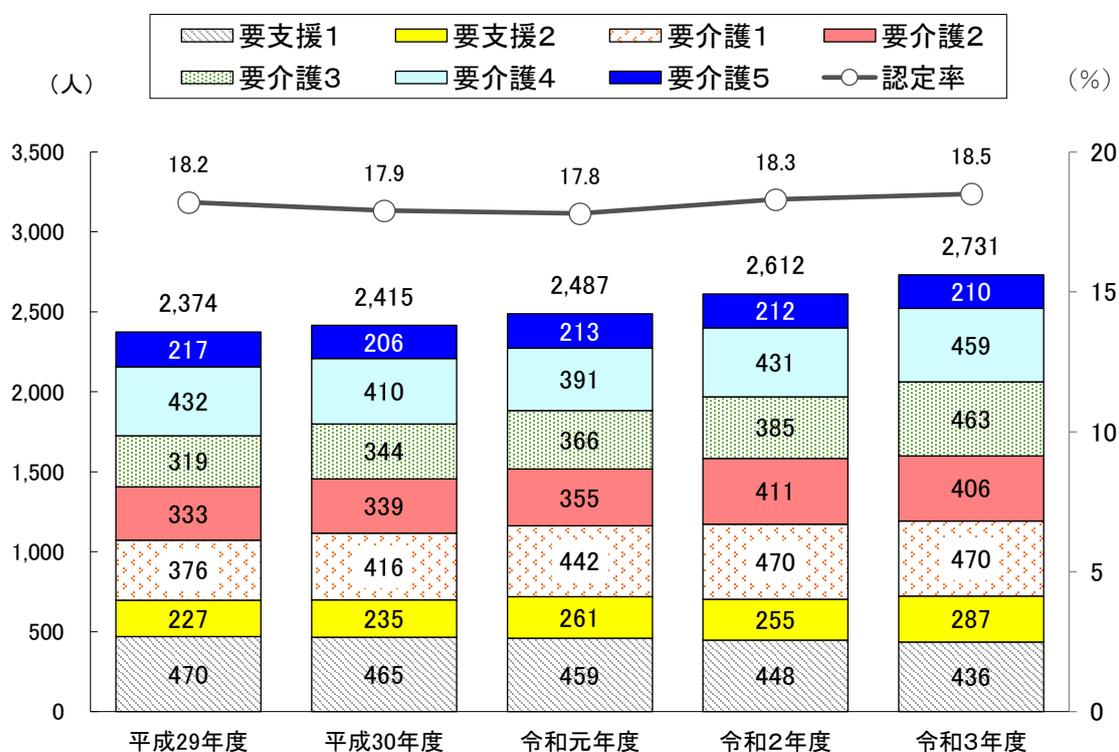
3 要介護等認定者及び障害者手帳所持者の状況

(1) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

平成29年度以降の65歳以上の要介護等認定者数は増加傾向にあり、令和3年度は2,731人と、平成29年度に比べ357人(15.0%)増加しています。また、要介護等認定率も令和元年度まで低下が続いていましたが、令和2年度からは上昇に転じています。

本市の人口構造から見ると、今後10年程度は後期高齢者の増加が見込まれるため、要介護等認定者数の増加と要介護等認定率の上昇が見込まれます。

■ 図2-7 65歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



※各年度末現在

資料:介護保険事業報告

(2) 障害者手帳所持者数の推移

平成29年度以降の各種障害者手帳所持者数の推移は以下の表のとおりです。

身体障害者手帳所持者数は年によるばらつきが見られ、令和3年度は2,522人となっています。また、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年増加傾向にあり、令和3年度の療育手帳所持者は819人、精神障害者保健福祉手帳所持者は828人となっています。

なお、このほかにも手帳を所持していない発達障がい者や難病患者等、障害福祉サービスの対象となる方は少なくありません。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別） （単位：人）

障がい種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
視覚障がい	131	136	141	134	145
聴覚・平衡機能障がい	218	216	223	217	228
音声・言語障がい	31	32	36	34	38
肢体不自由	1,271	1,269	1,212	1,086	1,103
内部障がい	1,048	1,063	1,040	992	1,008
合計	2,699	2,716	2,652	2,463	2,522

※各年度末現在

資料：福祉事務所の概要

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） （単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	1,121	1,144	1,115	1,022	1,052
2級	529	519	501	446	448
3級	413	411	398	367	373
4級	397	399	392	385	395
5級	95	98	98	98	103
6級	144	145	148	145	151
合計	2,699	2,716	2,652	2,463	2,522

※各年度末現在

資料：福祉事務所の概要

療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最重度(A1)	54	56	58	65	70
重度(A2)	154	166	171	182	194
中度(B1)	193	208	216	230	248
軽度(B2)	234	257	280	291	307
合計	635	687	725	768	819

※各年度末現在

資料：福祉事務所の概要

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	210	212	225	215	223
2級	378	398	419	430	465
3級	101	108	106	131	140
合計	689	718	750	776	828

※各年度末現在

資料：福祉事務所の概要

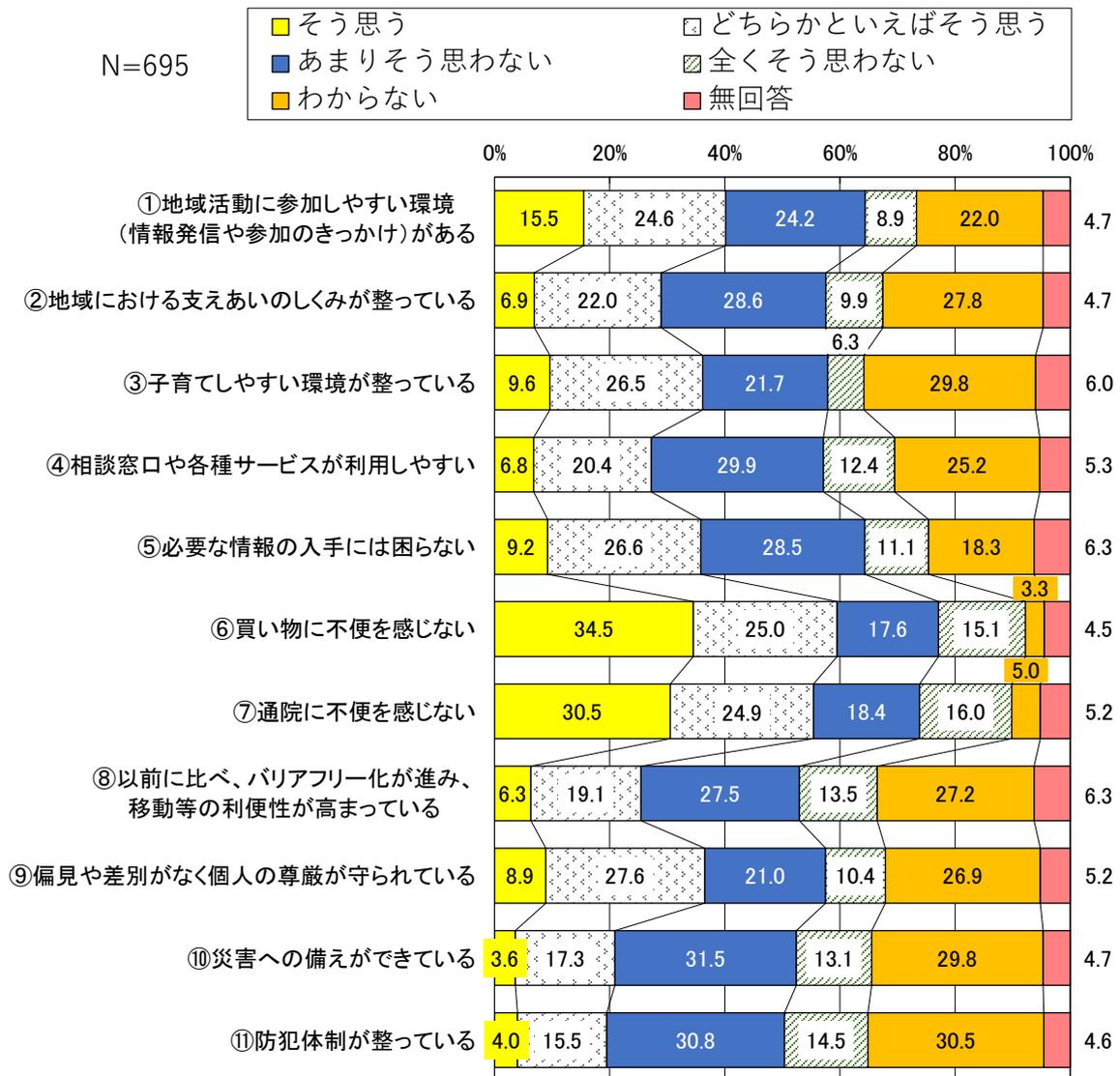


4 意識調査結果に見る地域の生活課題等

(1) 地域福祉に関する環境評価

現在住んでいる地域について、地域福祉に関する11項目の評価を求めたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が高かったのは、「⑥買い物に不便を感じない」(59.5%)と「⑦通院に不便を感じない」(55.4%)で、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」と回答した割合が高かったのは「⑪防犯体制が整っている」(45.3%)と「⑩災害への備えができていない」(44.6%)となっています(図2-8参照)。ただし、多くの項目で地域差が見られます(例:図2-9、図2-10参照)。

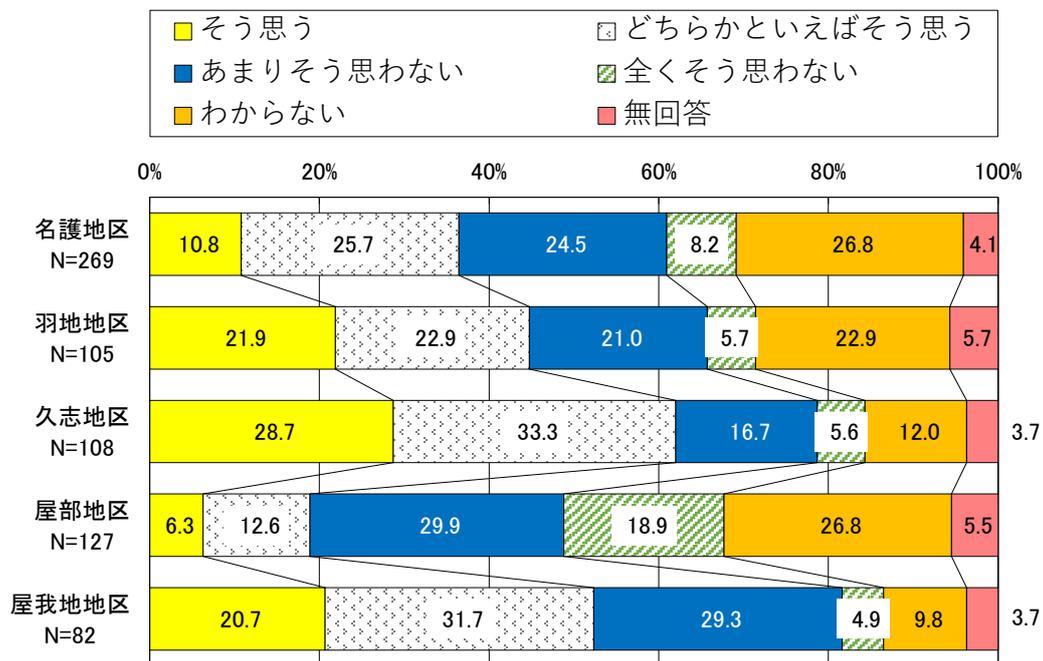
■図2-8 地域福祉に関する環境評価



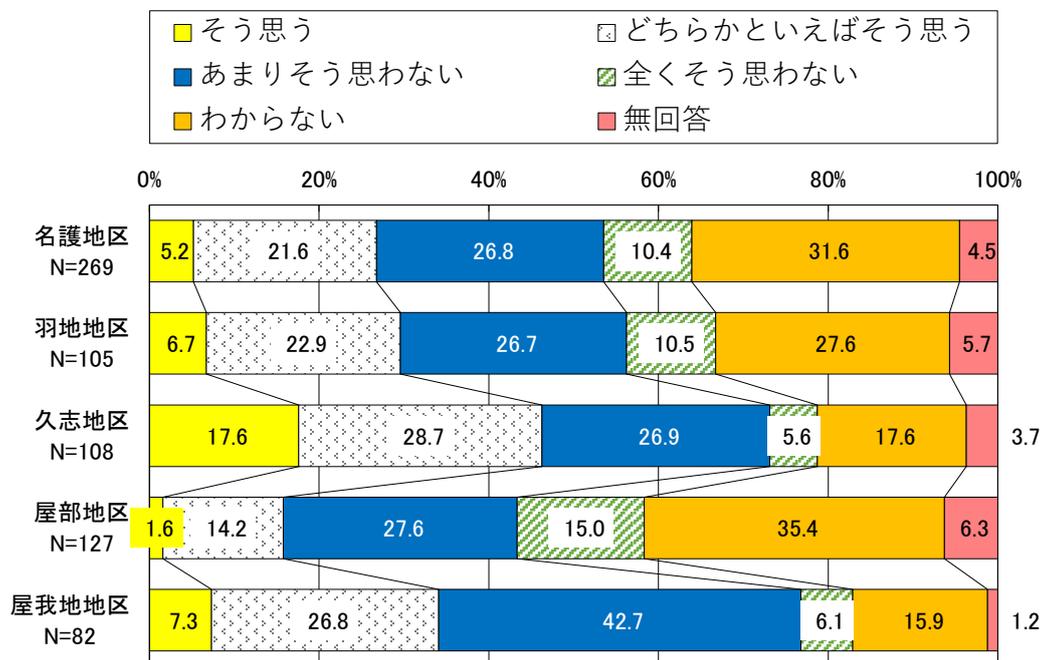
※N = 回答者数

※回答割合は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

■図2-9 「地域活動に参加しやすい環境(情報発信や参加のきっかけ)がある」という点について
 どう思うか(居住地区別)



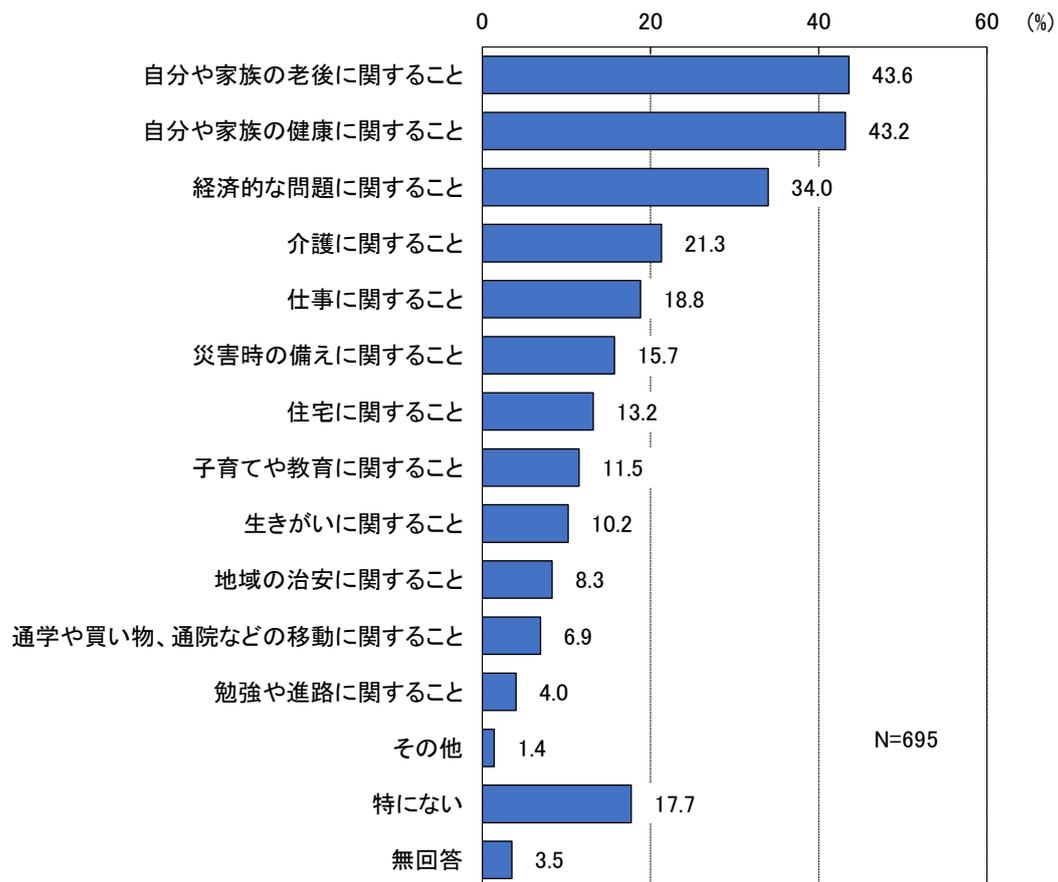
■図2-10 「地域における支えあいのしくみが整っている」という点についてどう思うか(居住地区別)



(2) 日々の生活における悩みや不安

日々の生活で感じている悩みや不安については、「自分や家族の老後に関すること」(43.6%)や「自分や家族の健康に関すること」(43.2%)という回答が多く、以下、「経済的な問題に関すること」(34.0%)、「介護に関すること」(21.3%)と続いています。

■ 図2-11 日々の生活でどのような悩みや不安を感じているか

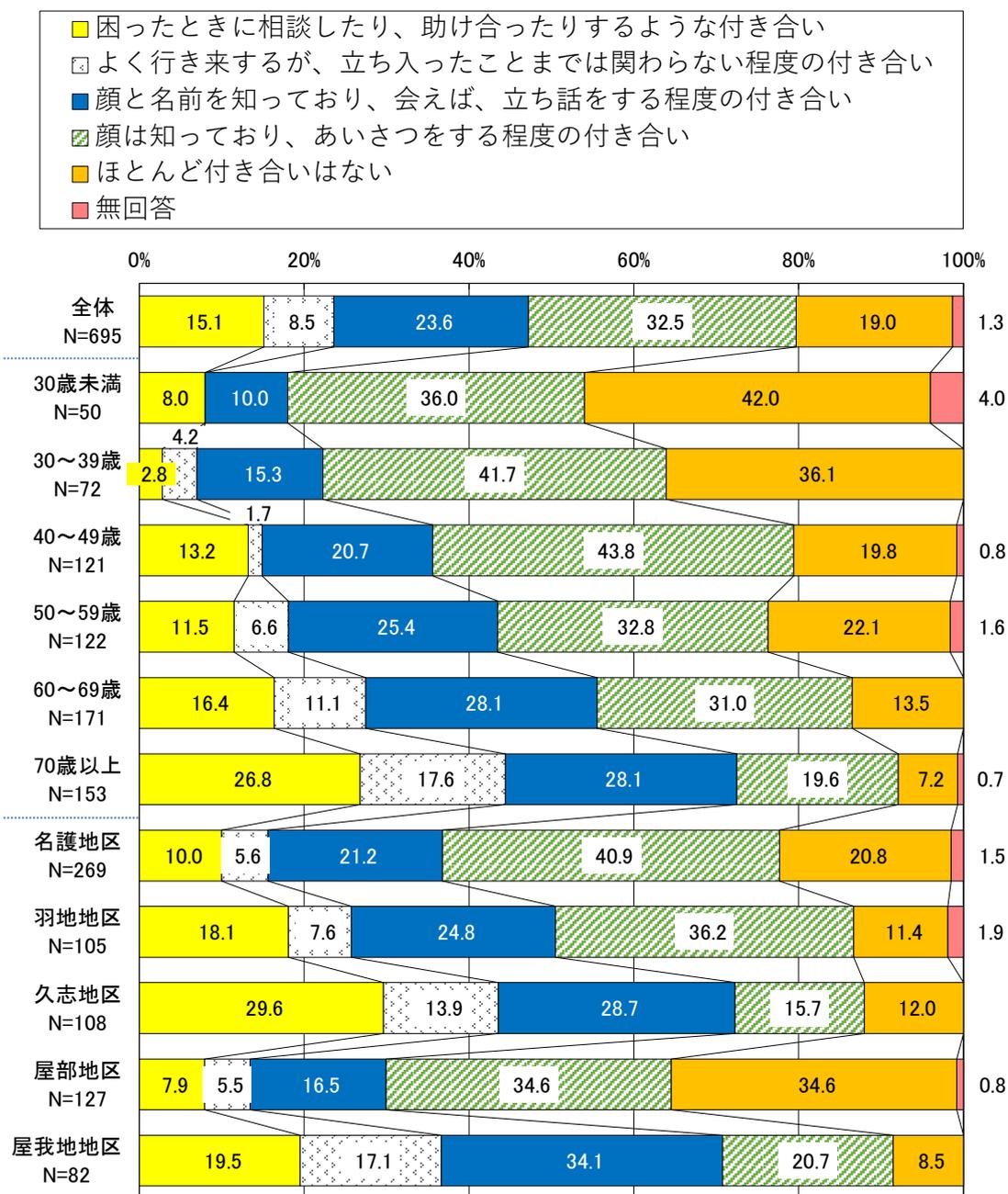


(3) 近所付き合いの状況

近所付き合いの程度については、「顔は知っており、あいさつをする程度の付き合い」が全体の32.5%と最も多くなっています。年齢階層別に見ると、年齢階層が低くなるに連れて近所付き合いの親密度が低下する傾向にあり、30歳未満では「ほとんど付き合いはない」が42.0%を占めています。

また、居住地区別に見ると、「困ったときに相談したり、助け合ったりするような付き合い」と回答した人の割合が最も高かったのは「久志地区」(29.6%)、「ほとんど付き合いはない」の割合が最も高かったのは「屋部地区」(34.6%)となっています。

■ 図2-12 近所の方とお付き合いの状況(年齢階層別・居住地区別)

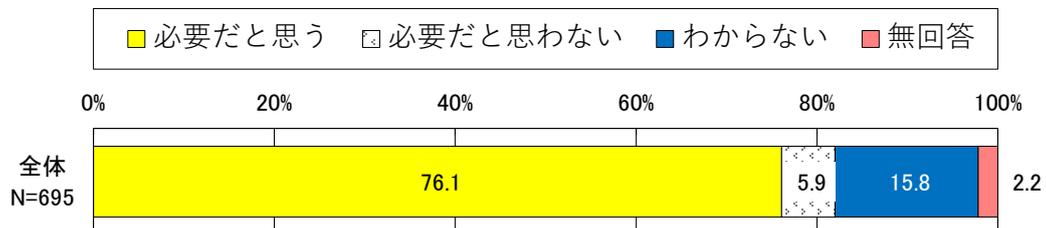


(4) 地域の人たちが協力して取り組む必要があるもの

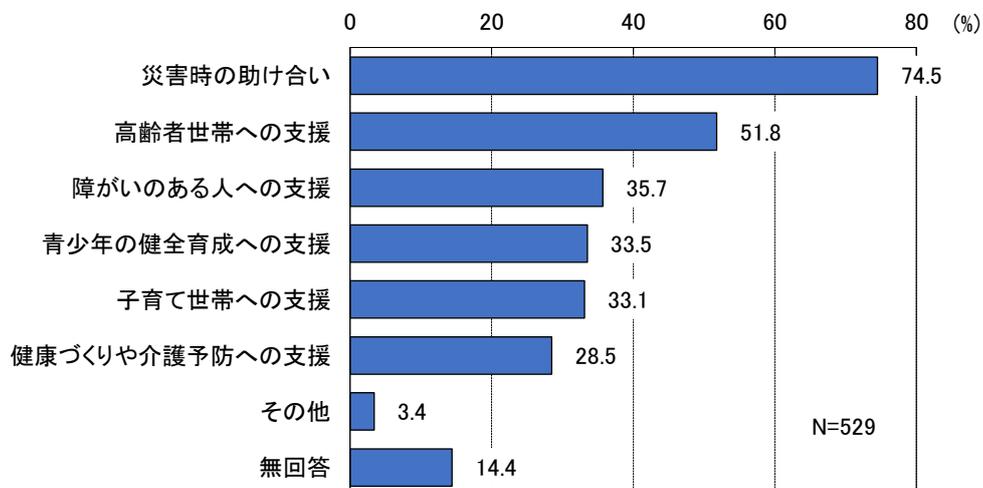
「地域生活の中で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか」とたずねたところ、「必要だと思う」という回答が全体の76.1%を占め、「必要だと思わない」という回答は5.9%にとどまっています。

また、「必要だと思う」と回答した人に、「地域の人たちが協力して取り組む必要があるもの」をたずねたところ、「災害時の助け合い」が74.5%と最も高い割合となっており、「高齢者世帯への支援」が51.8%でそれに続いています。

■ 図2-13 地域生活の中で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか



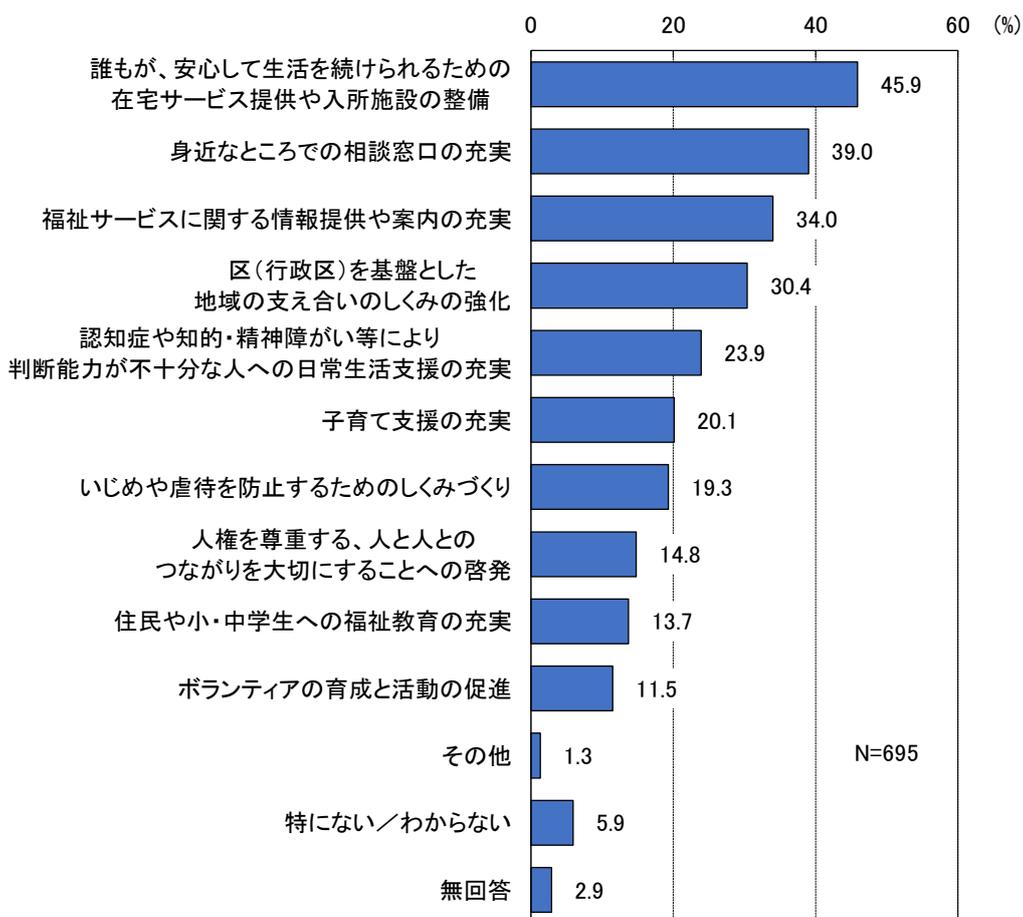
■ 図2-14 地域の人たちが協力して取り組む必要があるものは、どれだと思うか



(5) 地域福祉の充実のために優先的に取り組むべき施策

地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策については、「誰もが、安心して生活を続けられるための在宅サービス提供や入所施設の整備」と回答した人が45.9%と最も多く、以下、「身近なところでの相談窓口の充実」(39.0%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(34.0%)、「区(行政区)を基盤とした地域の支え合いのしくみの強化」(30.4%)と続いています。

■ 図2-15 地域福祉の充実を図るためには、どのような施策に優先的に取り組むべきだと思うか



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 前計画の総括

前計画では、以下の3つの基本目標と7つの重点プランを掲げ、各種施策の推進を図ってきました。しかし、計画通りに進捗していない施策も少なくなく、前計画のほとんどの施策は、本計画においても引き続き取り組む必要があります。

[前計画の基本目標と重点プラン及びその取組状況]

基本目標1 行動する人を活かし、育む(人材活用・育成)	
重点プラン1) 民生委員・児童委員の人材確保	
	○欠員のある区を訪問し、適任者の推薦を依頼するなど、民生委員・児童委員の人材確保に努めていますが、令和3年度末現在の定数充足率は85.3%となっています。
重点プラン2) コーディネート人材の活用	
	○ミーティングや連絡会の開催により、各種コーディネーター(地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、さぼんちゅ相談支援員等)間の連携がとれる体制は整いつつあります。
基本目標2 地域力を活かし、支える(地域づくり・連携)	
重点プラン3) 自治会(区)等地域住民団体の活動支援	
	○老人クラブへの活動費助成や、各団体の行事開催支援など継続的な活動支援に努めていますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動中止を余儀なくされた団体が多くなっています。
重点プラン4) 区福祉推進委員会活動の推進体制充実に向けた支援	
	○福祉推進委員会活動への助成事業実施のほか、研修会や地区別意見交換会の開催等により、活動の推進体制充実に努めています。
基本目標3 支え合いの仕組みやネットワークをつくる(包括的な支援体制の充実)	
重点プラン5) 包括的な相談体制の強化	
	○庁内関係各課がそれぞれ連携しながら、相談体制の強化に取り組みましたが、相談窓口の集約には至っておらず、まだ相談員個人の力量に頼っている現実があります。
重点プラン6) 「(仮称) 名護市権利擁護センター」の設置検討	
	○庁内関係課及び市社協との連絡会の中で設置に向けた検討を行いましたが、財政面や設置場所等に苦慮しており、目立った進展のない状況が続いています。
重点プラン7) 全世代型の地域包括ケアシステムの検討	
	○高齢者はもとより、子育て世代に対する包括支援体制ができつつあり、さぼんちゅ相談員やこころ健康相談員がある程度連携的な役割を担っています。

また、前計画では、目指す目標像や基本目標の実現に向けて、各施策を位置づけ、その達成状況や取組の効果などを把握するため、9つの目標指標を設定していました。そのうちの7項目については、平成29年度に実施した「地域保健福祉に関するアンケート調査」の結果を基準値として、令和4年度の目標値を定めており、今回の意識調査においては、その目標指標の達成状況を検証することも目的の一つでした。

今回の意識調査結果を実績値として目標指標の達成状況をまとめた結果は下表のとおりで、目標達成は2項目、好転したのは1項目、変わらなかったのは2項目、悪化したのは2項目となっています。

ただし、目標達成となった「自治会(区)に加入している人の割合」については、前回と調査対象者の抽出方法が異なっていることが結果に影響を与えた可能性が高いことに注意する必要があります。

[前計画の目標指標の達成状況]

項目	基準値 (平成29年度)	実績値 (令和4年度)	評価	目標値 (令和4年度)
困っている方を見かけた時、自ら進んで手助けしたことがある人の割合	46.3%	56.8%	◎	55.0%
地域の民生委員児童委員及びその活動を知っている人の割合	13.1%	14.4%	△	20.0%
地域に愛着を感じている(とても感じている・少し愛着を感じている)人の割合	70.6%	68.7%	△	75.0%
自治会(区)に加入している人の割合	47.4%	61.0%	◎	60.0%
区福祉推進委員会活動について、名称及び活動の内容を知っている人の割合	7.8%	5.6%	×	15.0%
名護市社会福祉協議会の名称及びその活動を知っている人の割合	24.3%	29.1%	○	40.0%
悩み事があっても相談しない(相談相手がわからない・特に相談しない)人の割合	8.5%	21.5%	×	4.5%

評価欄・・・◎:目標達成、○:好転、△:不変(±2ポイント以内)、×:悪化

2 計画の基本理念

前計画では、市民相互で「思いやりの心」をもち、「支え合い」によって、住みよい地域社会を実現する「共生のまち」を築き、愛着を持てる地域づくりを進めていくことを理念に掲げ、市民・地域・行政などが連携した、新たな時代の地域福祉を推進していくこととしていました。

この基本理念は、国全体が目指す「地域共生社会の実現」や、「SDGs(持続可能な開発目標)」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にもつながるもので、本計画でも前計画を踏襲し、引き続き「思いやりで支える共生のまち・なご」の実現を図ります。

思いやりで支える共生のまち・なご
～地域共生社会の実現を目指して～

※SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標です。そこに含まれるSDGsの17ゴール(目標)・169ターゲット(達成基準)の達成に向けて、世界でも、そして国内でもさまざまな取組が進められています。

本計画における取組もSDGsの多くのゴールに関連しており、「思いやりで支える共生のまち」を目指す地域福祉の推進は、持続可能で誰一人取り残さないまちの実現にもつながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 名護市が目指す地域共生社会の形

共働き世帯の増加や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者介護・障がい者福祉・子育て支援・生活困窮等様々な分野において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族や地域の支援力が低下しているという状況があります。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えたりするといった状況もみられます。

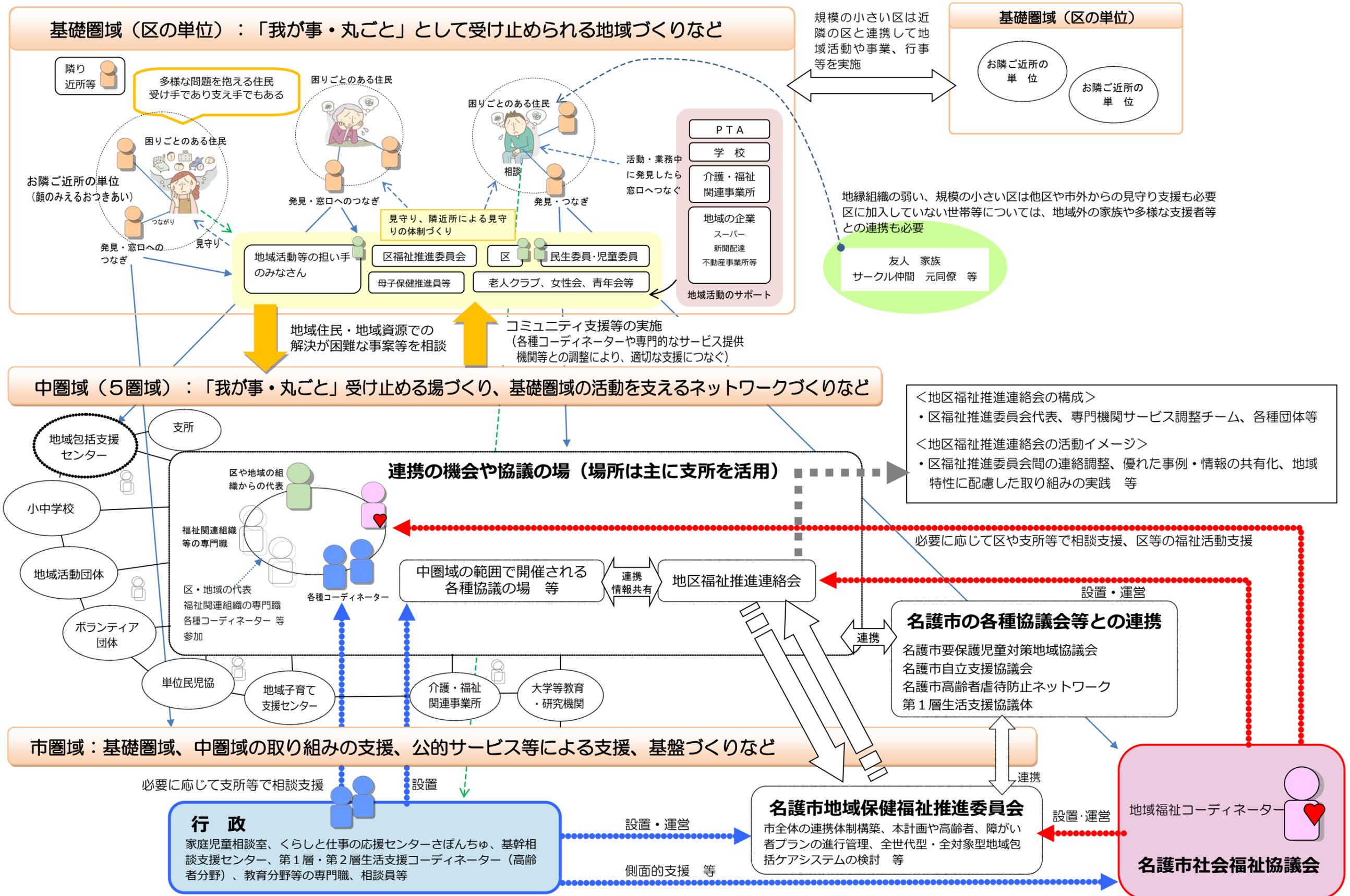
こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められており、そのためには、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)が不可欠です。

本市では、高齢者施策として、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・充実を図ってきましたが、今後もこれを着実に進めるとともに、こうした包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指す必要があります。

新しい地域包括支援体制(全世代・全対象型地域包括支援)を実現するためには、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、相談支援(対象者や世帯との相談と、それを踏まえて必要となるサービスの検討、プランの作成など)を分野横断的かつ包括的に提供することが求められます。ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密にとることにより、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討していきます。

また、地域包括支援体制の構築を進めるにあたっては、個々人の持つニーズのすべてを行政が満たすという発想に立つのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」を醸成していくことが重要です。本市では、地域のことを自ら守るために行動し、助け合いを強めていく住民・関係者と、包括的なシステムの構築に創造的に取り組む行政とが協働することによって、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を創造していきます。

地域における支え合い・支援ネットワーク図



4 計画見直しの視点

(1) 圏域設定

前計画では、地域福祉を推進するため、「基礎圏域」(区)と「市圏域」(市全体)の間に、「中圏域」として4圏域(名護地区、久志地区、屋部地区、羽地・屋我地地区)の設定を行っていました。しかし、羽地地区と屋我地地区では地域の状況も異なっており、今後の包括的な支援体制の単位となる中圏域については、地区住民にとって身近な行政窓口である支所単位の5圏域に見直しました。

そこで、本計画においては、地域福祉を推進するための圏域として、第2次名護市地域保健福祉計画で設定した圏域を踏襲し、「基礎圏域」「中圏域」「市圏域」の3層に分けて、それぞれの圏域に応じた展開を図っていくものとします。

【圏域設定】

○基礎圏域

エリアの考え方：見守りや支え合いといった毎日の生活に密着した活動を通して問題を解決していく範囲。

対象範囲：区の単位。人口規模や面積の大きい区は、地域の実情に応じて、声かけや見守り等が実施しやすい範囲で活動できるものとする。また、区の規模が小さい、社会資源が十分に備わっていない区については、近隣の区と一緒に活動を進めるなど柔軟な範囲設定ができるものとする。

○中圏域

エリアの考え方：基礎圏域内での取り組みでは解決することが難しい問題などに対し、近隣地域の様々な活動が結びつき、取り組みを行っていく範囲。

対象範囲：地区住民にとって身近な行政窓口である支所単位の5圏域とする。



○市圏域

エリアの考え方：専門的で公的な福祉サービス等を地域にとらわれずに提供する範囲。

対象範囲：市域全体。

(2) 地域の支え合いネットワークの新たな展開

本市の基礎圏域における支え合いのネットワークは、区福祉推進委員会活動として展開されています。しかし、意識調査結果を見ると、その認知度は5年前より下がっており、地域によって活動に温度差があることも報告されています。今後も名護市社会福祉協議会と連携して、区福祉推進委員会活動が市全域で展開されるよう、支援を続ける必要があります。

また、支援の対象を高齢者以外にも広げ、住民に異変があった時の早期発見のみならず、生活上の困難を抱える人の発見のための活動を段階的に強化し、市の包括的支援体制につなげるとともに、地域課題の抽出やその解決策について住民同士で話し合える場をつくっていく必要があります。

(3) 地域人材の確保

地域福祉を推進するためには、地域活動の担い手となる人材の確保・育成が重要です。前計画では、民生委員・児童委員の人材確保を重点プランの一つに掲げていましたが、まだ定数不足が解消されたわけではありません。地域住民・関係機関・団体と連携を強化し、地域福祉活動の担い手を確保するとともに、専門職やリーダー、コーディネーターとしての人材の育成を図る必要があります。

(4) 地域に暮らすみんなが積極的に地域づくりに関わる指針としての計画

本来地域福祉においては、住民自身が地域の生活課題と対策の方向性を考え、住民自身が役割を担うという点に特徴があります。第5次名護市総合計画がまちづくりの基本理念に掲げる【自治】【協働】を実現するためにも、本計画では、行政の取組だけでなく、社会福祉協議会が取り組むことや、市民や地域団体、福祉事業者等ができることを明示することで、地域に暮らすみんなが地域づくりに関わる指針とします。

5 計画の基本目標

計画の連続性・継続性の観点からは、前計画の基本目標を踏襲することも考えられますが、平成29年の社会福祉法改正において国が求めている、「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」を念頭に、以下のとおり、基本目標の組み替えを行いました。新しい基本目標1と2は、相互に作用し、地域福祉の活性化と包括的支援を実現するものと位置づけます。

[前計画の基本目標]

- 1 行動する人を活かし、育む
- 2 地域力を活かし、支える
- 3 支え合いの仕組みやネットワークをつくる

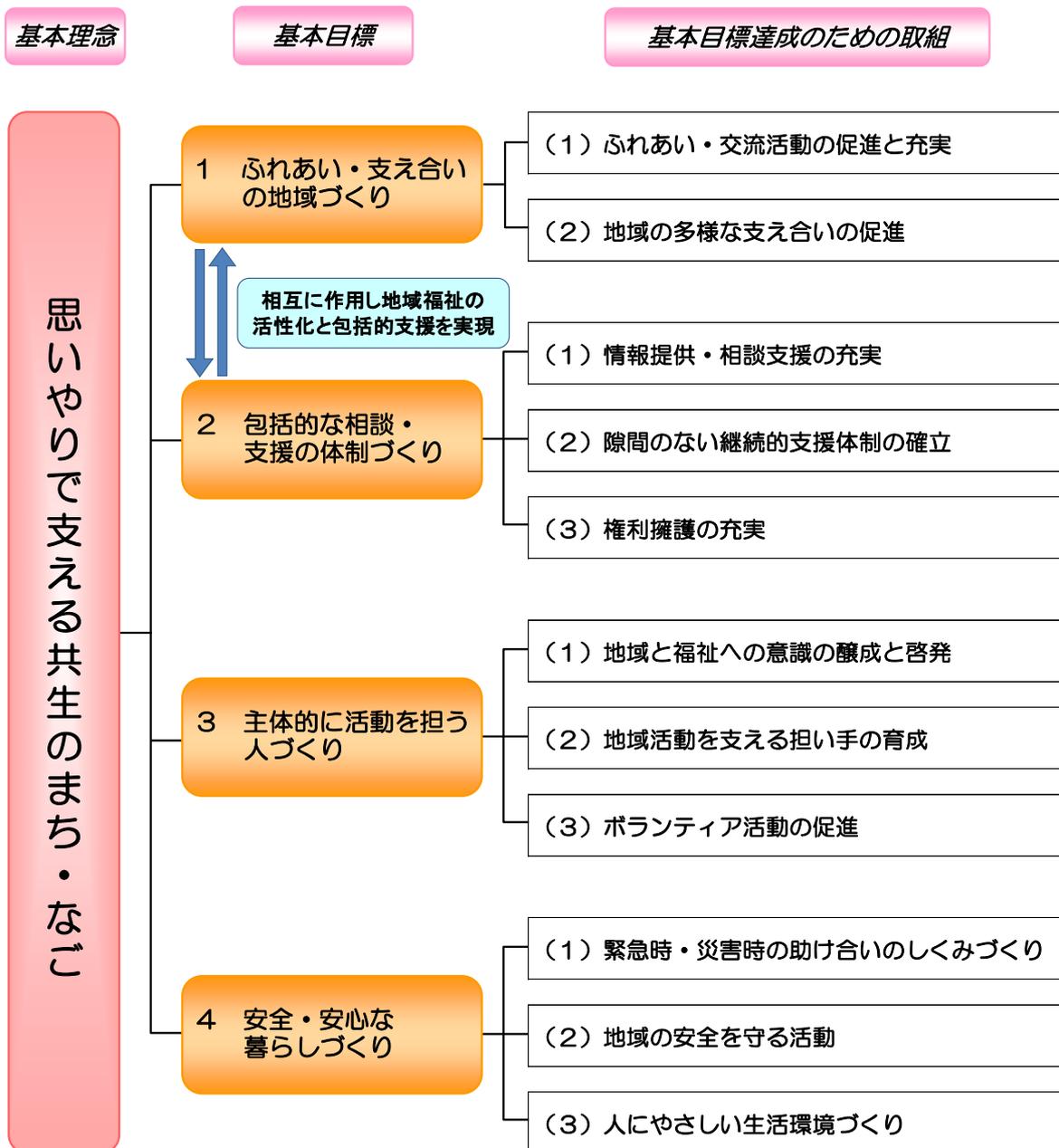


[本計画の基本目標]

- 1 ふれあい・支え合いの地域づくり
- 2 包括的な相談・支援の体制づくり
- 3 主体的に活動を担う人づくり
- 4 安全・安心な暮らしづくり

6 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取組項目を設定し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにします。



第 4 章

基本目標ごとの取組

基本目標 1 ふれあい・支え合いの地域づくり

私たちの身の回りには、地域での見守りが必要な認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加、地域のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足、虐待や社会的孤立の存在といった多様な地域課題があります。また、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が地域に暮らしています。それら地域課題や困り事は住民一人ひとり異なり、また、当事者のライフスタイルも様々であることから、必要とする福祉ニーズも住民一人ひとり異なります。

そこで、私たちの身近な地域で「顔がみえる関係」をつくりあげ、お互いの必要な情報を共有できる仕組みをつくっていくことで、様々な地域課題や困りごとの解決につなげていくことが必要となってきます。

本市では、基本理念である「思いやりで支える共生のまち・なご」を実現するため、「ふれあい・交流活動の促進と充実」により顔の見える関係をつくり、身近な「地域の多様な支え合いの促進」により、ふれあい・支え合いの地域づくりを推進します。

1 ふれあい・交流活動の促進と充実

(1) 現状と課題

地域の支え合いの基礎となる近所付き合いの希薄化が進む中、隣近助や地域との関わりを持たないまま地域に対する関心が薄れてしまっているのであれば、まずは地域に関わりを持つきっかけをつくったり、交流できる機会を持ったりしながら、互いに支え、支えられる関係づくりを少しずつでも築いていくことが大切です。

本市では、地域における住民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、住民が気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実に努めてきました。また、名護市社会福祉協議会においても、高齢者のミニデイサービス事業や世代間交流事業など地域支援ネットワーク活動の支援を通じて、世代間の交流やふれあいの促進に取り組んできました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、一部、中止を余儀なくされた事業やイベントもありますが、アフターコロナを見据え、引き続き、ふれあい・交流活動の促進・充実を図る必要があります。

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	交流・ふれあい事業の実施	親子が遊びながら交流できる場の提供など、地域でのふれあい活動に関する各種事業の実施により、地域に関わるきっかけづくりを行います。 また、子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。	子育て支援課 保育・幼稚園課 地域力推進課
2	地域でつながる場の確保	様々な世代や障がい者、福祉関係機関等、市民と福祉関係者のつながりを保持していくため、子どもの家、ミニデイサービス、いきいき百歳体操等、支え合い活動の場を確保します。	介護長寿課 社会福祉課 地域力推進課
3	交流機会の拡充	地域の祭り(屋部川七色にじまつり等)や活動の発表の場(やがじ展等)など、市民の交流機会の拡充を図ります。	各支所

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 高齢者のミニデイサービス事業や世代間交流事業など、地域支援ネットワーク活動等の支援を通じて、世代間のふれあいや交流を促進します。
- 交流・ふれあい活動に参加しやすくなるよう情報提供の充実を図ります。

③地域住民・団体ができること

- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくれます。
- 子育ての当事者は、地域子育て支援センター等での交流の場や子育てサークルに参加するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。
- 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえるよう努めます。
- 地区の公民館等を地域の交流の場として活用していきます。

④福祉事業者等ができること

- 学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。
- 福祉サービス利用者と地域住民と一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
名護市障がい者スポーツ大会の参加者数	158人 (令和元年度)	160人
ミニデイサービス実施回数	1,702回	2,640回



2 地域の多様な支え合いの促進

(1) 現状と課題

地域福祉においては、地域の要配慮者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう地域の支え合いのしくみづくりを行うことが大きなテーマとなっています。本市では、行政区を単位に、区長や民生委員・児童委員、福祉委員を中心とする区福祉推進委員会活動として展開されています。しかし、アンケート調査結果を見ると、その認知度は5年前より下がっており、地域によって活動に温度差があることも報告されています。今後も名護市社会福祉協議会と連携して、区福祉推進委員会活動が市全域で展開されるよう、支援を続ける必要があります。

また、高齢者福祉の分野では、生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに配置し、ミニデイサービス等への参加を通じて、地区住民との顔の見える関係性の構築、地域資源の把握を行っています。

あわせて、支援の対象を高齢者以外にも広げ、住民に異変があった時の早期発見のみならず、生活上の困難を抱える人の発見のための活動を段階的に強化するとともに、区福祉推進委員会メンバー等との連携を強化し、地域課題の抽出やその解決策について住民同士で話し合える場をつくっていく必要があります。

さらに、日頃からの地域のつながりを深めることで、「いつもと違う」といった異変に気づける地域となり、そのことが支え合いの第一歩となります。地域の子ども会活動やミニデイ活動などは、各地区の住民同士の助け合い・多様な主体の参画の場として、その支援に取り組む必要があります。



(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	地域コミュニティ活動の推進	地域における支え合いの基礎となる地域コミュニティ活動(自治区、女性会、青年会、子ども会、老人クラブ等)の活性化を図ります。	地域力推進課 介護長寿課
2	区福祉推進委員会活動の周知	区福祉推進委員会の存在・取組内容が全市民に周知されるよう、市の広報誌やホームページ等様々な媒体を通じて活動を紹介していくとともに、優れた活動を社会福祉大会等で表彰していきます。	社会福祉課
3	民生委員・児童委員活動の周知	民生委員・児童委員の活動支援につながるよう、活動内容等の市民への周知に努めます。	社会福祉課
4	生活支援体制整備事業※の推進	協議体※や生活支援コーディネーターの活動をより地域の中にまで広げ、実際の地域の困りごとを解決できる場として機能できるよう、地域の各種団体の連携を支援します。協議体や生活支援コーディネーターについての周知も引き続き行いながら、地域との連携を進めていきます。	介護長寿課
5	地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり	国が推進する重層的支援体制整備事業※の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課
6	地域での健康づくりと介護予防の活動促進	健康意識の向上や健康づくり、介護予防に役立つ情報を発信し、地域ぐるみの健康づくりと介護予防の活動促進を図ります。	健康増進課 介護長寿課

※生活支援体制整備事業とは

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターと協議体(話し合いの場)を設置し、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携しながら、地域住民主体の「互助」による助け合い活動を推進することで、高齢者の生活を支える体制づくりと社会参加の推進を一体的に進めるものです。

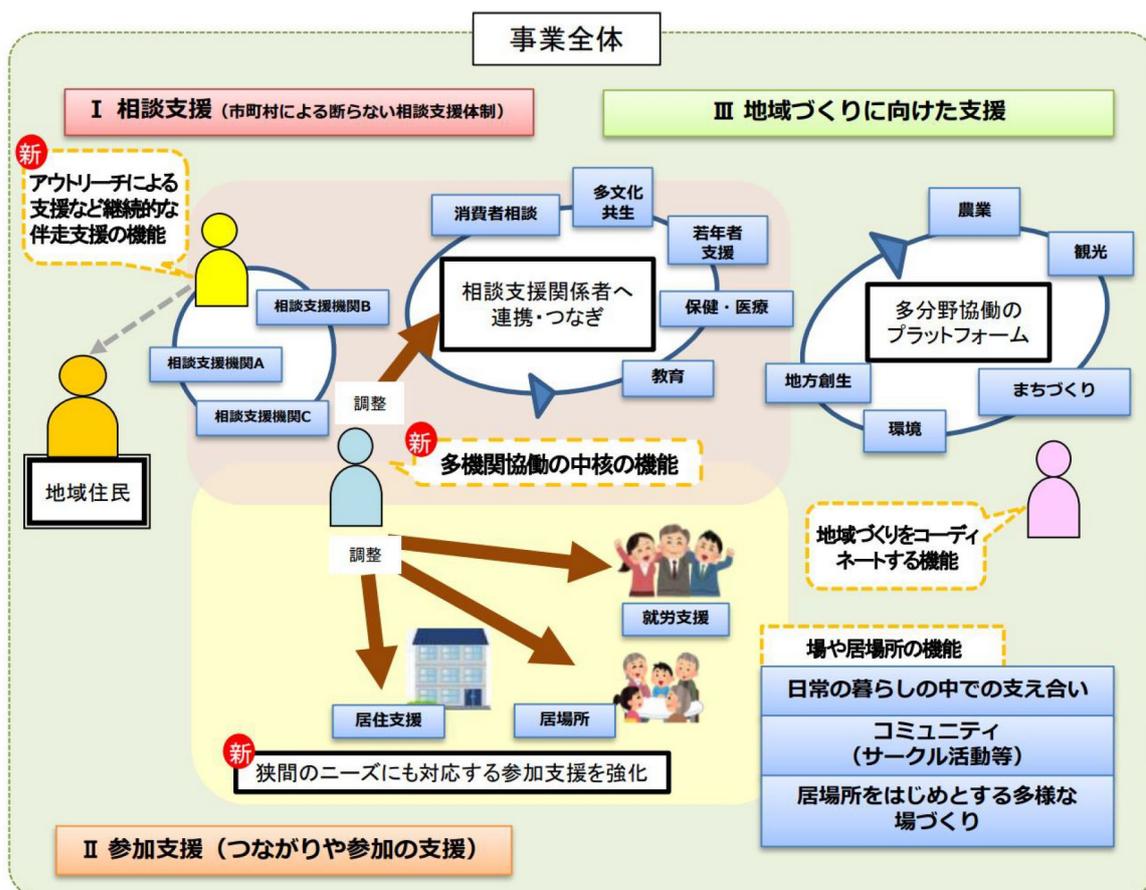
※協議体とは

住民みんなが暮らしやすい地域にするために、どんな仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、住民が主体となって地域の情報を共有し、話し合いをする場です。生活支援コーディネーターが、生活支援の担い手養成・発掘及び地域資源の開発やそのネットワーク化等、協議体運営の推進役を担っています。

※重層的支援体制整備事業とは

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ 相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業(社会福祉法第106条の4第2項、下図参照)

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：地域共生社会の推進に向けた「かわら版」 第2号（厚生労働省）

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 現行の地域支援ネットワークをベースに、高齢者のみならず障がい者・子ども等、全世代・全対象型の重層的見守り活動を支援します。
- 社会福祉法人相互の情報交換を行い、現行制度で対応できない福祉ニーズへの対応や社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動に取り組めます。
- ボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア団体相互の連携と情報共有を図ります。
- ミニデイサービス事業を住民同士の助け合い・多様な主体の参画の場として捉え、引き続き活動の支援に取り組めます。
- 市と連携して、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組めます。

③地域住民・団体ができること

- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気にかけます。
- 頼まれごとをされた時に出来る範囲でお手伝いをします。
- 困りごとがあった時に近くにいる人に助けを求めます。
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に、支え手であることを意識します。
- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や自治区等の役割を理解し、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換を行います。
- 地域の中の困りごとを地域の中で解決することが出来ないか検討します。

④福祉事業者等ができること

- 学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。
- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域住民の支えあい活動「区福祉推進委員会活動」について、「名称も活動内容も知っている」市民の割合*	5.6%	20%
民生委員・児童委員の「担当・活動内容とも知っている」市民の割合*	14.4%	30%
名護市社会福祉協議会について、「名称も活動内容も知っている」市民の割合*	29.1%	50%

*意識調査結果に基づく評価指標のため現状値は令和4年度



基本目標 2 包括的な相談・支援の体制づくり

これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを実施してきました。しかし、世帯全体として捉えると 8050 問題（80 代の高齢者が 50 代の引きこもりなどの子どもの生活を支える問題）やダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの介護や世話をしている 18 歳未満の子ども（ヤングケアラー）の存在など、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。

このように、地域課題が多様化、複雑化、複合化する中では、誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくりに努めることが大切です。本市では、「情報提供・相談支援の充実」と「隙間のない継続的支援体制の確立」、さらには「権利擁護の充実」に取り組むことで、あらゆる地域課題を関係機関と連携し包括的に支援できる体制の整備を図ります。

1 情報提供・相談支援の充実

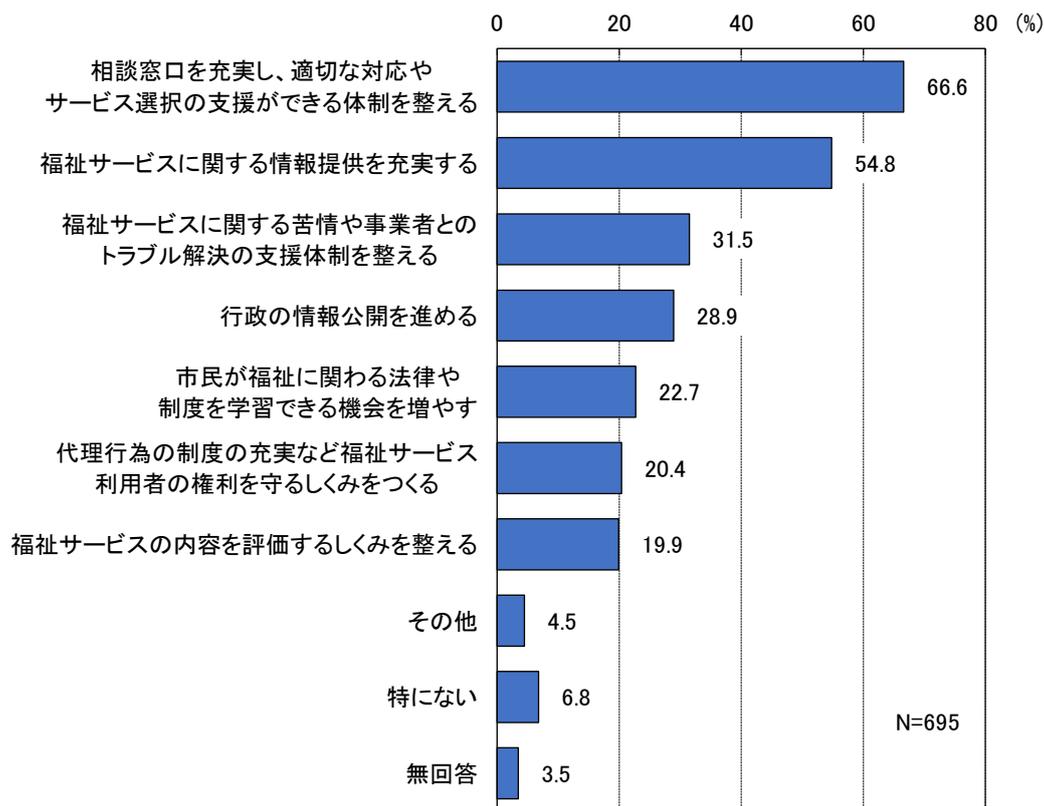
（1）現状と課題

支援を必要とする人や世帯が、最適な福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、どこに相談すればよいかかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのか、きちんと対応してくれる相談支援体制が必要で、意識調査の結果もそれを示しています（図4-1参照）。

本市では、市の広報誌「市民のひろば」やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、地域支援ネットワークをベースに、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域のしくみづくりを行い、市や名護市社会福祉協議会の窓口につながる相談支援体制の構築を図ってきました。しかし、意識調査結果を見ると、「必要な情報の入手には困らない」と「思う」人の割合は35.8%、「相談窓口や各種サービスが利用しやすい」と「思う」人の割合は27.2%と、いずれも「そう思わない」人の割合を下回っており（P15参照）、住民に対する情報提供・相談支援の難しさを裏付ける結果となっています。

前述のように、平成29年の社会福祉法改正において、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備が求められ、令和2年6月には重層的支援体制整備事業が創設されました。本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった分野別にそれぞれ専門の窓口が相談支援に取り組んできましたが、各機関がそれぞれの範囲を対応するという仕組みだけでは、中には取り残されてしまう人や世帯があるため、その隙間を埋める仕組みの構築が必要です。これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、地域包括支援センター、障がい者基幹型相談支援センター、家庭児童相談室、母子健康包括支援センター、教育関係機関、くらしと仕事の応援センターさぼんちゅ等の多機関連携により、様々な相談を受け止めるとともに、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題(制度の狭間など)の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けて検討を行う必要があります。

■ 図4-1 最適な福祉サービスを安心して利用するためには、名護市はどのようなことに取り組む必要があると思うか



資料:意識調査結果

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	情報提供の充実	各種制度や保健福祉サービス、その他の行政情報等については、所管する各課が情報内容の充実を図っていくものとし、「市民のひろば」等への掲載、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス、各課作成のパンフレットの更新に努めるとともに、ユニバーサルデザインにも配慮した適切な情報提供を進めます。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課 健康増進課 子育て支援課
2	身近な地域の相談員や活動の周知	地域で活躍している各種相談員等(民生委員・児童委員、母子保健推進員、保健推進員、食生活改善推進員等)の活動の情報を発信します。	社会福祉課 健康増進課
3	各種相談窓口・機関の周知	市の福祉部各課、地域包括支援センター、障がい者基幹型相談支援センター、家庭児童相談室、母子健康包括支援センター、教育関係機関、くらしと仕事の応援センターさぼんちゅ等、各種相談窓口・機関の周知に努めます。 また、当事者団体等が行う相談対応に関する情報の収集と周知に努めます。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課 健康増進課 子育て支援課 保育・幼稚園課 学校教育課
4	包括的な相談体制の整備	身近な相談窓口で相談すれば、制度の狭間にある複合的な問題も適切な機関やサービスにつながるよう、相談機関が分野を超えて連携し、対応する相談体制の強化に取り組みます。 また、関係各課で設置されている相談窓口を集約し、各相談員の連携強化に努めるとともに、個室相談室の設置など、相談者のプライバシーに配慮された相談しやすい環境づくりに取り組みます。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課 健康増進課 子育て支援課 保育・幼稚園課
5	相談支援体制の強化	総合的、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高めるとともに、各種コーディネーター(地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、さぼんちゅ相談支援員等)の活用と連携による相談支援体制の強化を図ります。	社会福祉課 介護長寿課 生活支援課 子育て支援課 保育・幼稚園課

No.	項目	取組の内容	主な担当課
6	居住の安定確保	住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保を図るため、福祉部局と住宅部局の連携・情報共有の場を設置していくとともに、沖縄県居住支援協議会への参入もしくは市単独での居住支援協議会の設置を検討します。	社会福祉課 介護長寿課 生活支援課 建築住宅課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 広報誌「なぐなぐ」やホームページの活用、地域支援ネットワーク活動の支援を通じ、本市における地域福祉に関する情報提供を行います。
- 地区への訪問を通じて、地域支援ネットワーク活動やミニデイ活動への情報提供や助言を行い、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。
- ワンストップで行う支援を念頭に、各種専門家との連携を取りながら、地域の様々なニーズに対して、相談支援やサービス利用の援助を行うなど、総合支援体制の充実を図ります。

③地域住民・団体ができること

- 困りごとがあり、自分だけで解決できないときには誰かに相談します。
- 「市民のひろば」や名護市社会福祉協議会の広報誌の他、回覧板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や名護市社会福祉協議会、市など関係機関に相談します。

④福祉事業者等ができること

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、各種相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力を行い、多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「必要な情報の入手には困らない」と思う市民の割合*	35.8%	50%
「相談窓口や各種サービスが利用しやすい」と思う市民の割合*	27.2%	50%
民生委員相談件数	5,151件	5,200件

*意識調査結果に基づく評価指標のため現状値は令和4年度

2 隙間のない継続的支援体制の確立

(1) 現状と課題

支援が必要な住民及びその世帯が抱える課題が複合化・複雑化すると、単独で解決することは困難な場合が多いため、地域住民と専門機関(相談支援機関など)が話し合いの場を持つなど、専門機関による支援や公的サービス(制度)に適切につながる仕組みを構築することが重要です。

しかしながら、閉じこもって誰とも会おうとしない、あるいは、自身が抱えている問題を改善する意欲を失い、支援の手を差し伸べようとしてもそれを拒否(セルフネグレクト)するなど、専門的な支援や公的サービスの利用に結びつかないといった課題もあります。

こうした課題に向き合うためには、既存の相談窓口や利用できるサービスをわかりやすく周知するだけでなく、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、地域包括支援センター、障がい者基幹型相談支援センター、家庭児童相談室、母子健康包括支援センター、教育関係機関、くらしと仕事の応援センターさぽんちゅ等の多機関連携により、訪問(アウトリーチ)による支援を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり(本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援)を推進する必要があります。

また、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(就労支援、見守り等居住支援など)も求められます。

さらに、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進委員会、生活支援体制整備事業における協議体、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など、様々な視点から課題の把握に努め、住民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、名護市社会福祉協議会、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図るとともに、制度の狭間に対応する施策の検討などにも取り組む必要があります。

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	支援関係機関の連携体制の確立(多機関協働)	複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する「(仮)相談機関連携会議」を設置し、連携体制を確立します。	社会福祉課
2	アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進	必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じ、解決の糸口がつかめるまで寄り添う伴走型支援を実施できる体制づくりを推進します。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課
3	社会とのつながりを回復する支援(参加支援)	相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課
4	制度の狭間の問題への対応(多分野協働による新たな資源づくり)	介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源づくりを検討します。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課 健康増進課 子育て支援課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 「(仮)相談機関連携会議」に参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。
- 地域に積極的に出向き、住民の困りごとが解決に向かうよう支援します。
- 一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を実施します。
- 適切な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題の解決に向けた連携の強化に努めます。

③福祉事業者等ができること

- 「(仮)相談機関連携会議」に専門的な立場での参加・協力を行い、支援体制の構築やネットワークの強化に努めるとともに、新たな資源づくりの検討に協力します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「(仮)相談機関連携会議」の開催数	0回	1回



3 権利擁護の充実

(1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人やコミュニケーション能力に障がいがある人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。また、これらの人は財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けやすいことが想定されるため、その権利や財産などを守る取組が必要です。

これら判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度があり、市では成年後見制度利用支援事業等で、その利用促進を図ってきましたが、令和4年3月、新たに「名護市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んでいます。また、名護市社会福祉協議会では、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業を実施しており、広報誌「なぐなぐ」やホームページによる事業紹介のほか、地区活動訪問時に事業の周知に努めています。今後も引き続きこのような事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

さらに、サービス利用時の不満やトラブルについても迅速な解決が図れるよう、苦情解決制度の周知も必要です。

また、権利擁護に関し特に深刻な問題として、虐待やDVの存在があげられます。平成12年の児童虐待防止法を皮切りに、DV防止法や高齢者、障がい者それぞれを対象とする虐待防止法が制定されており、本市では、家庭児童相談室や福祉担当窓口、地域包括支援センターなどで、虐待やDVに関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、福祉施設、職場において虐待やDVを見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待やDVの深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、虐待やDVのない社会の実現を図る必要があります。

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	活用できる福祉サービスに関する情報発信	必要な人に必要な情報が届くよう、事業者情報も含めた福祉サービスに関する情報発信に努めます。	社会福祉課 介護長寿課
2	成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進基本計画(本計画書第5章)に基づき、制度の利用促進を図ります。	社会福祉課 介護長寿課
3	苦情解決制度の周知	苦情解決の仕組みを周知し、問題があった場合の迅速な解決を図ります。	社会福祉課 介護長寿課
4	虐待やDVの防止対策の充実	各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。	社会福祉課 介護長寿課 子育て支援課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 必要な人が必要な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業の周知に努め、事業の利用につなげていきます。

③地域住民・団体ができること

- サービスに関してよく説明を聞き、自分のニーズに合うかどうかよく考えて利用します。
- サービス事業者に関することや苦情対応についての情報の共有化を図ります。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や名護市社会福祉協議会、市など関係機関に相談します。
- 日常の見守り活動を通じて、虐待やDVの早期発見に努めます。
- 虐待やDVと思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や市の福祉担当課、家庭児童相談室、地域包括支援センターなどに通報します。

④福祉事業者等ができること

- 福祉事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
- サービス契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。

- 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置等、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。
- 施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報発信を行い、サービスの利用促進を図ります。
- 判断能力が不十分なサービス利用希望者等に、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての情報提供を行います。各種制度の理解を深め、その人にとって必要なサービスにつながるよう努めます。
- 職員に対する人権研修を行うなど、虐待等現場における人権侵害の防止を徹底します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
日常生活自立支援事業利用者数	60人	60人
成年後見制度中核機関の設置	0か所	1か所



基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

高齢者・障がい者・子ども等、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会を実現するためには、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民同士で支え合いができる地域を目指していくことが重要です。

本市では、区福祉推進委員会活動として小地域福祉活動が各地で展開されていますが、現在、地域福祉の重要な担い手である、いわゆる「団塊の世代」が令和7年に75歳以上の後期高齢者になります。65歳から74歳までの前期高齢者は当面減少する見込みであることから、今後、地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれています。

本市では、「地域と福祉への意識の醸成と啓発」「地域活動を支える担い手の育成」を行い、「ボランティア活動の促進」に取り組むことで、主体的に活動を担う人づくりを推進します。

1 地域と福祉への意識の醸成と啓発

(1) 現状と課題

住民が地域福祉活動に主体的に参加するためには、住民の地域意識(地域に関心を持ち、地域のことを知る)を高め、福祉意識を醸成する必要があります。本市では、隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、自治会(区)への加入促進と地域における活動への参加促進を図ってきました。意識調査の結果を見ると、若い世代では近所付き合いはなくても困らないからしたくないと考える住民が増える傾向にあります(図4-2参照)が、大半の住民は、地域生活の中で起こる課題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思っています(図4-3参照)。地域住民が地域の生活課題に対して、「他人事」を「我が事」として考え、多様な関係機関・団体とつなげて地域で課題を解決する取組が広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、引き続き地域福祉の意識づくりを推進していく必要があります。

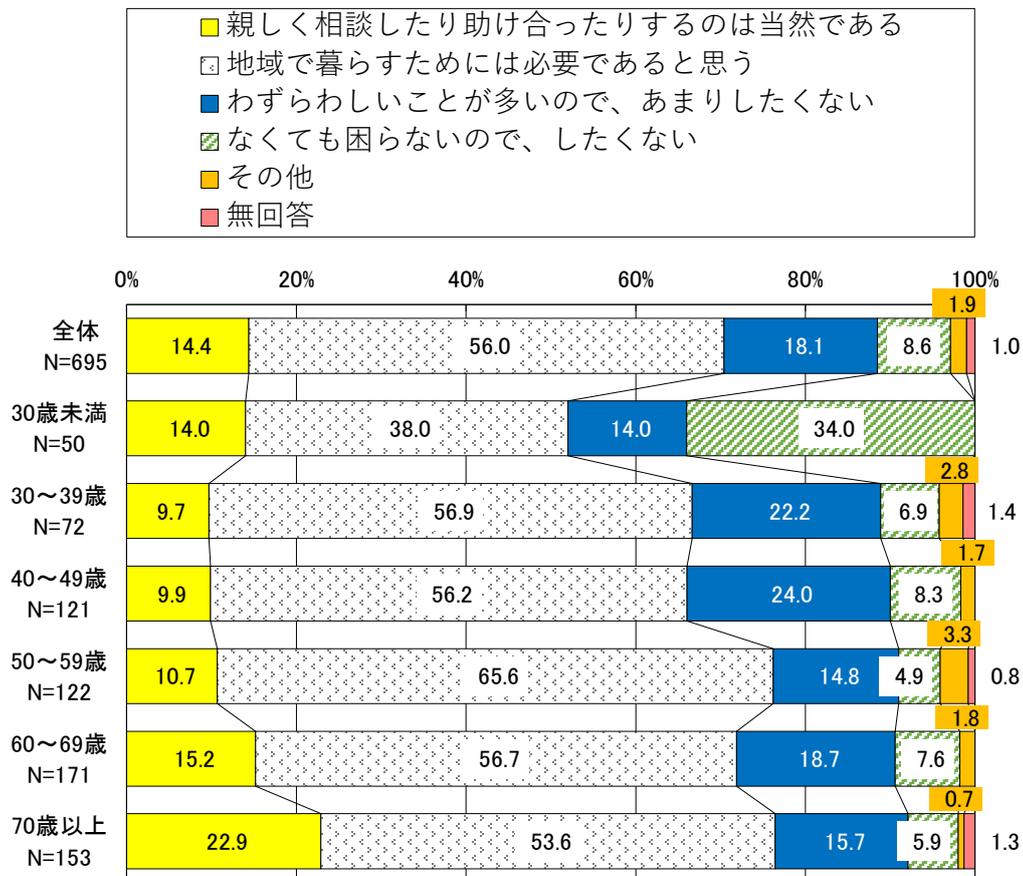
また、地域には様々な人が暮らし、全ての人が自分らしく人間としての尊厳を持って生きる権利を有しています。しかし、一方で性別による不利益な扱いや暴力、子どもへの虐待やいじめ、高齢者虐待、障がい者への偏見や差別などがあり、社会的な問題となっています。さらに、外国人、失業者やホームレス、性的少数者(LGBTなど)等に対する偏見や差別等の問題もあります。

本計画では、特定の人を偏見や差別によって地域社会から排除することのないよう、住民一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支えあい助けあえる地域づくりを目指すことを、最も大切な視点に据えて推進していかねばなりません。すべての人々から「心の壁」を取り除き(心のバリアフリー)、地域共生社会の理念の浸透を図るため、引き続き、幼少期からの人権教育・福祉教育と各種広報媒体を活用した啓発・広報活動に取り組む必要があります。

※LGBTとは

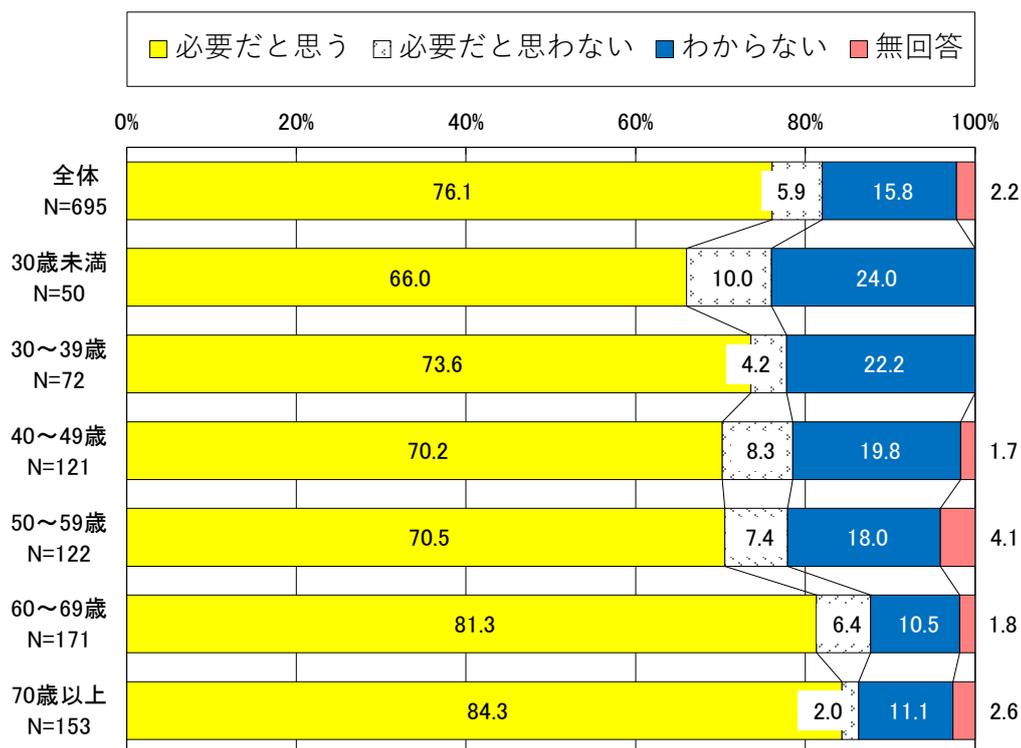
性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称の一つです。同性愛の Lesbian(レズビアン)と Gay(ゲイ)、両性愛の Bisexual(バイセクシュアル)、出生時に法律的・社会的に定められた自らの性別に違和感を持つ Transgender(トランスジェンダー)の4つの言葉の頭文字をとっています。

■図4-2 近所付き合いに対する考え方



資料:意識調査結果

■ 図4-3 地域生活の中で起こる問題に対して、住民同士の自主的な協力関係が必要だと思うか



資料:意識調査結果

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	地域コミュニティの活性化	住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行うとともに、地域活動の基盤となる自治会(区)への支援を図ります。	地域力推進課
2	ノーマライゼーションの心を育む環境の整備	保育所、幼稚園、学校などでのインクルーシブな保育・教育の推進や世代間交流の実施、福祉施設の訪問等を通し、幼い頃からノーマライゼーションの心を育む環境を整備していきます。	子育て支援課 学校教育課 保育・幼稚園課
3	人権教育・啓発の実施	小中学校において人権教育を実施するとともに、高齢者・障がい者・外国人・性的少数者等、様々な立場の人との交流や学習、啓発を図り、人権尊重のための姿勢や知識を養います。	学校教育課 地域力推進課 総務課 社会福祉課 介護長寿課 企画政策課

No.	項目	取組の内容	主な担当課
4	学校教育における福祉の心の醸成	道徳や特別活動並びに総合的な学習の時間等において、思いやりの心の育成や福祉の視点を取り入れた学習内容を引き続き実施していきます。	学校教育課
5	生涯学習における福祉の心の醸成	福祉の心を醸成するため、中央公民館や区の公民館等で行う各種生涯学習講座において、地域の高齢者や子どもとふれあう講座の実施を継続します。	地域力推進課
6	各種福祉イベントを通じた福祉意識の醸成	福祉について考えるきっかけや交流機会となるよう、名護市福祉まつりや社会福祉大会等の各種イベントへの市民参加を促進するとともに、各支所や区長、介護・医療・福祉等関係機関との連携のもと、イベントの周知に努めます。	社会福祉課
7	地域活動等を通じた支え合い意識の醸成	区福祉推進委員会活動やミニデイサービス、見守り活動、地域の行事などに子どもからお年寄りまで様々な住民の参加を促進する中で、住民相互の助け合いの心を育みます。	社会福祉課 介護長寿課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域による福祉活動の取組や名護市社会福祉協議会の事業についての情報発信や住民福祉講演会の開催により、住民の福祉意識の啓発を行います。
- ボランティア団体や福祉に精通している専門家等の協力の下、小中学校における福祉教育の支援を行います。

③地域住民・団体ができること

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めます。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- 地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めます。

④福祉事業者等ができること

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス事業内容の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者等が、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供等参加支援に努めます。
- 高齢者や障がい者の疑似体験講座等、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障害福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。
- ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域の活動に過去3年間「参加していない」市民の割合*	56.7%	30%

*意識調査結果に基づく評価指標のため現状値は令和4年度

2 地域活動を支える担い手の育成

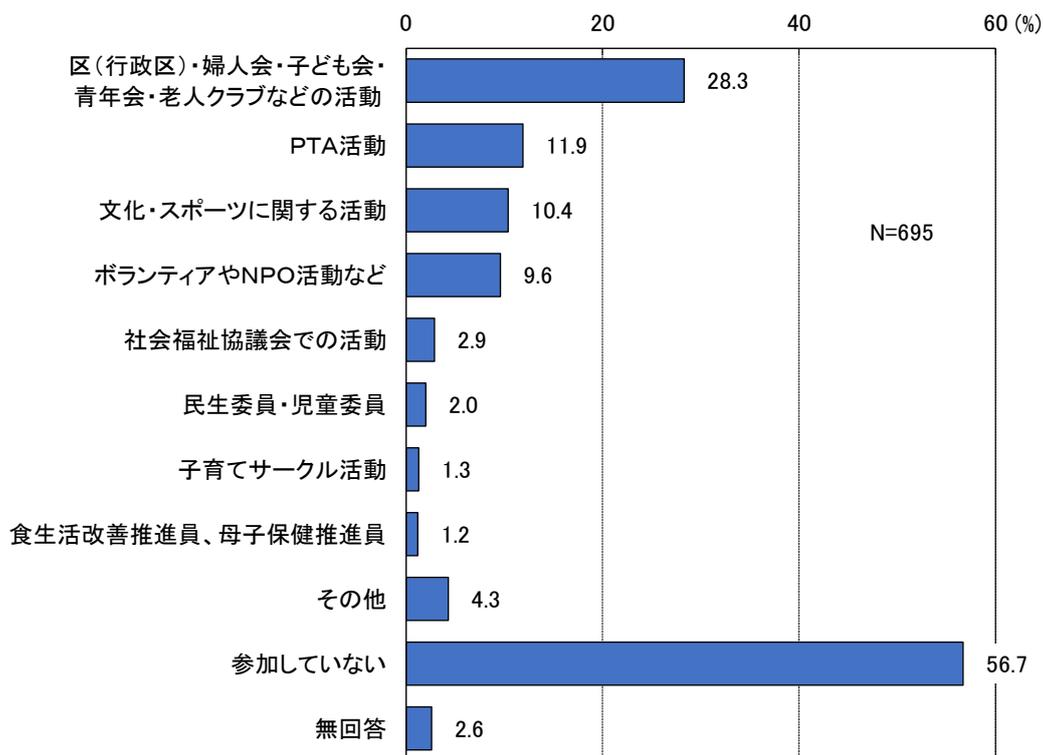
(1) 現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域活動の担い手となる人材の確保・育成が重要です。地域懇談会や関係団体へのヒアリングでは、「メンバーの高齢化」や「役員のなり手がいない」ことが課題としてあがっており、人材の確保は急務となっています。また、前計画では、民生委員・児童委員の人材確保を重点プランの一つに掲げていましたが、まだ定数不足が解消されたわけではありません。

しかし一方で、意識調査結果を見ると、過去3年間に地域活動に参加した経験がある人は40.7%です(図4-4参照)が、今後ボランティアやNPO活動等への参加意向がある人は64.9%となっています(図4-5参照)。このことは、これらの活動に参加する意思を持ちながら、参加できていない人が少なからずいることを示しています。加えて、地域福祉の担い手としての技術・資格等を持ちながら、その能力を生かし切れていない人材がいることも予想されます。そのような潜在的な福祉人材を発掘・把握・確保していくことは、地域福祉活動の活性化の原動力となることが期待されます。

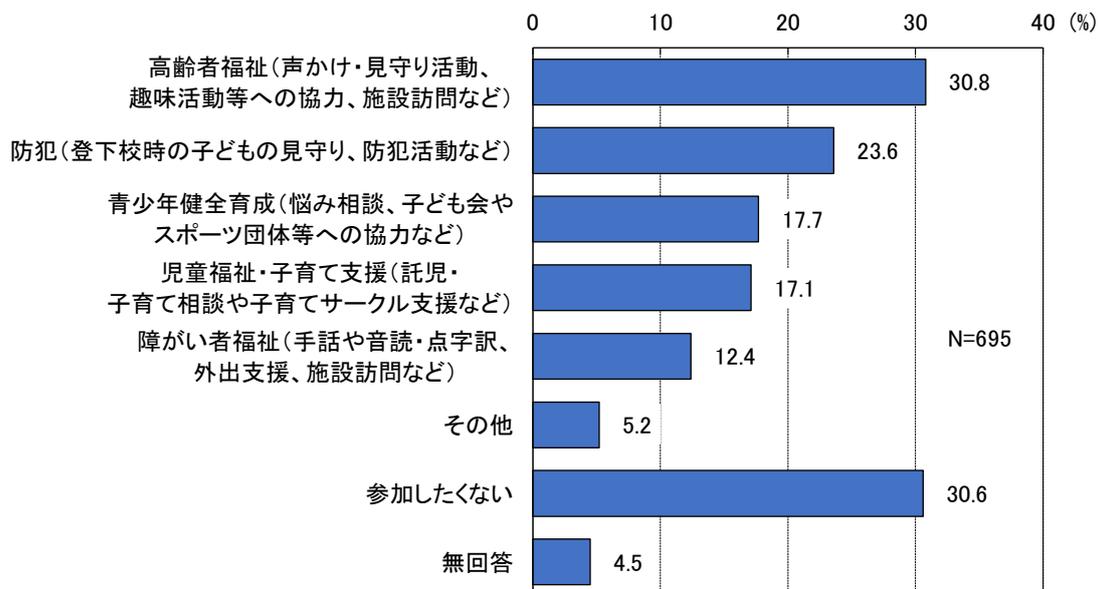
また、本市では、地域福祉の担い手として、自治会(区)や民生委員・児童委員、老人クラブ、名護市社会福祉協議会やボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等の団体が活動していますが、支援を必要とする人が適切な支援を受けるためには、関係機関・団体やボランティア団体との間のネットワークをつくり、ネットワークの中で総合的な支援を行うことも大切です。そのためには、地域活動のリーダーの養成やニーズに合った活動ができる人材の確保とともに、地域福祉に携わる関係機関・団体による連携の強化や、情報の共有化を図ることが必要です。

■ 図4-4 地域の活動で過去3年間に参加したことがあるもの



資料:意識調査結果

■ 図4-5 次のようなボランティアやNPO活動等に参加したいと思うか



資料:意識調査結果

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	民生委員・児童委員の人材確保	民生委員・児童委員の人材確保が課題となっていることから、県内外の先進事例等を参考にしつつ、区長等との連携を図りながら、定数確保に向けた取り組みを進めます。	社会福祉課
2	民生委員・児童委員のスキルアップ研修	委員のスキルアップに繋がる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。	社会福祉課
3	各種相談員の確保	各種相談員の確保に向け、各自治会(区)や各団体との連携を図るとともに、適宜開催する養成講座等への市民の参加を促進します。	社会福祉課 介護長寿課 健康増進課
4	区福祉推進委員会の活動を通じた地域人材の養成・確保	地域で子ども、高齢者、障がい者、災害時の避難行動要支援者等の支援を行っている区福祉推進委員会の活動への参加を働きかける中で、地域人材の養成・確保を図ります。	社会福祉課
5	子育て関連事業でのボランティアの確保	子どもの家事業、学校家庭地域連携事業、学習支援事業等の各種事業において、各自治会(区)や名桜大学等との連携により地域住民や学生等の活用を進めます。	生活支援課 地域力推進課 学校教育課
6	高齢者関連事業でのボランティアの確保	地域のミニデイ、見守り活動等の支援者を確保するために、シニア支援者講習会、ミニデイ地域支援者づくり研修会等を開催します。	介護長寿課
7	地域における地域福祉推進リーダーの確保・養成	地域における福祉等を推進するに当たり、地域のリーダーとなる人材を確保、養成するために、各種研修会の開催や県等が主催する研修会への参加を支援します。	社会福祉課
8	潜在的な福祉人材の発掘・把握	潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報収集を行います。	社会福祉課 介護長寿課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉人材バンク事業により、福祉人材の育成やマンパワーの確保を図ります。
- 関係機関やボランティア団体等とのネットワークづくりを支援します。
- 地域で活動する人や団体が交流し情報交換できる場づくりに努めます。

③地域住民・団体ができること

- 地域での行事や活動に、積極的に参加します。
- 研修や講座に参加し、そこで得た知識を実際の活動に生かすよう努めます。
- 自治会活動の役割を理解し、活動への協力を努めます。
- 地域での行事や活動に参加しやすい工夫をします。
- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
民生委員・児童委員の定数充足率	85.3%	86%
シニア支援者講習会受講者数	8人	18人

3 ボランティア活動の促進

(1) 現状と課題

ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材を育成し担い手を増やしていく必要があります。

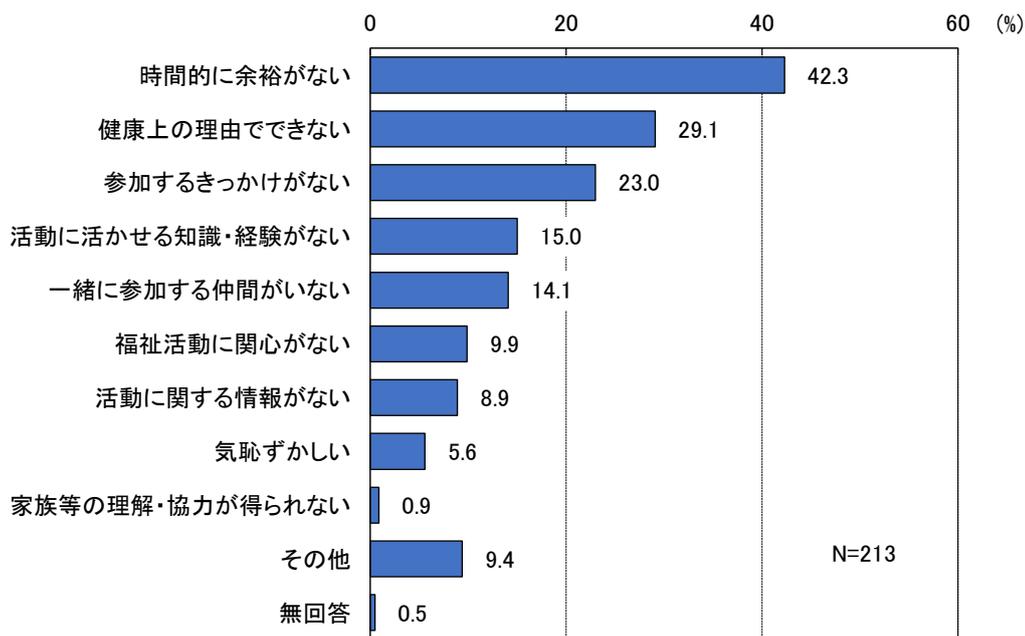
名護市社会福祉協議会では、ボランティア活動を推進する団体等に対して活動費の助成を行うとともに、ボランティア団体連絡会を開催し、団体同士の情報交換や活動報告を行うことで、各団体の活動内容の把握や活動強化、活性化を図っています。しかし、ボランティア登録者や団体メンバーの高齢化等により、年々その活動は減少傾向にあります。

意識調査結果によると、今後福祉に関わるボランティアやNPO活動等への参加意向がある人は64.9%と、かなり高い割合となっています(図4-5参照)が、実際に参加するまでには高い壁があることがうかがえます。また、ボランティア・NPO活動等に参加したくないと回答した人にその理由をたずねたところ、「時間的に余裕がない」(42.3%)、「健康上の理由でできない」(29.1%)のほか、「参加するきっかけがない」(23.0%)が上位にあがっており(図4-6参照)、ボランティア活動等をもっと盛んにするために必要な取組としては「活動に関する情報提供」が60.6%と最も多くなっています(図4-7参照)。

今後も引き続き、名護市社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成する必要があります。

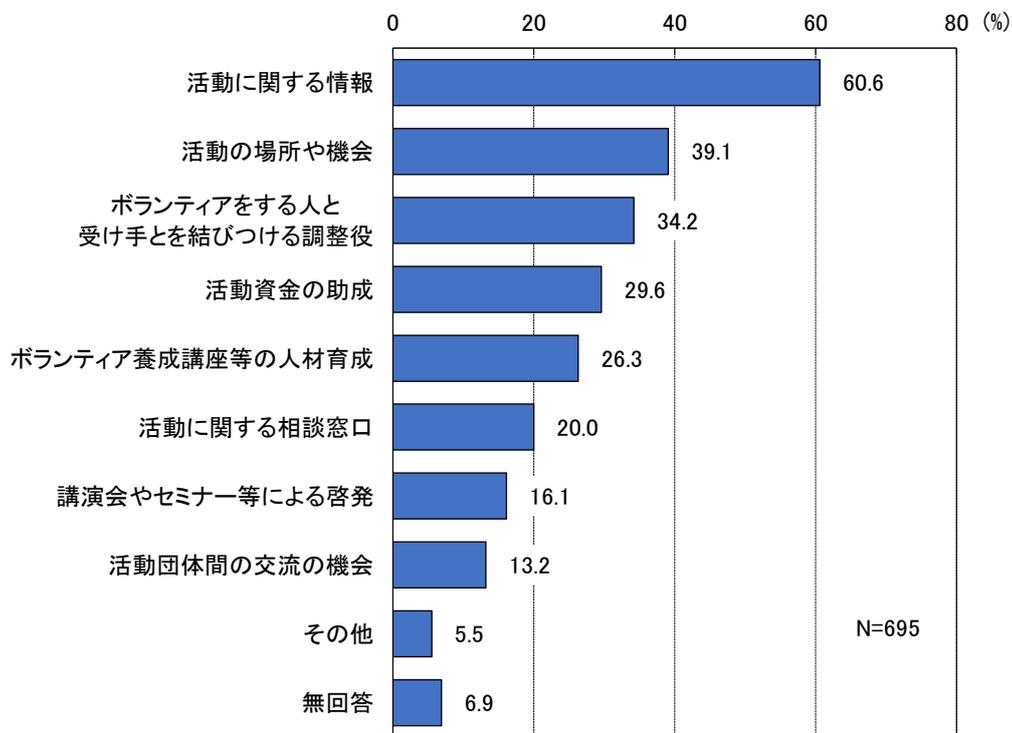


■ 図4-6 福祉に関わるボランティア等に参加したくない理由



資料:意識調査結果

■ 図4-7 福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために、どのようなことが必要だと思うか



資料:意識調査結果

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	ボランティア活動に関する情報の収集・発信	ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・発信を行います。	社会福祉課
2	若年層におけるボランティア活動の機運醸成	幼稚園や保育園から大学までの教育機関、又は地域の子ども会や青少年団体などにおいてボランティア活動が実施されるよう機運の醸成に努めます。	社会福祉課 保育・幼稚園課 学校教育課 地域力推進課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティア活動を行いたい人とボランティアを探している人をマッチングすることで、ボランティア・市民活動団体の活動を支援します。
- 各種ボランティア活動の紹介を広報誌「なぐなぐ」やホームページで行い、ボランティアに関する情報の発信に努めます。
- さまざまな研修会やイベントへの参加を通じ、ボランティア団体連絡会加入団体同士のつながりが発展できるよう支援に努めます。
- 地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った新しい地域ボランティアの育成支援を図ります。

③地域住民・団体ができること

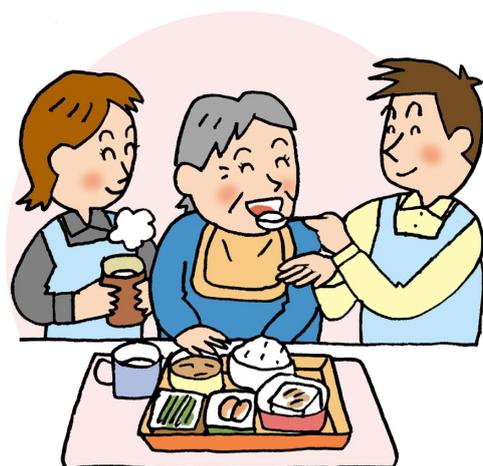
- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。

④福祉事業者等ができること

- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
名護市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数	6団体	7団体
名護市社会福祉協議会に登録しているボランティア個人数	52人	60人



基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

高齢者・障がい者・子ども等、全ての地域住民が住み慣れた地域で暮らすには、住民の安全・安心を脅かす犯罪、交通事故等様々な問題があるほか、施設や交通の利便性等、改善が必要な環境も少なくありません。

本市では、地域の安全は地域で守るという意識を高め、「緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり」と「地域の安全を守る活動」、「人にやさしい生活環境づくり」に取り組むことで、すべての住民にとって安全・安心な暮らしづくりを推進します。

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

(1) 現状と課題

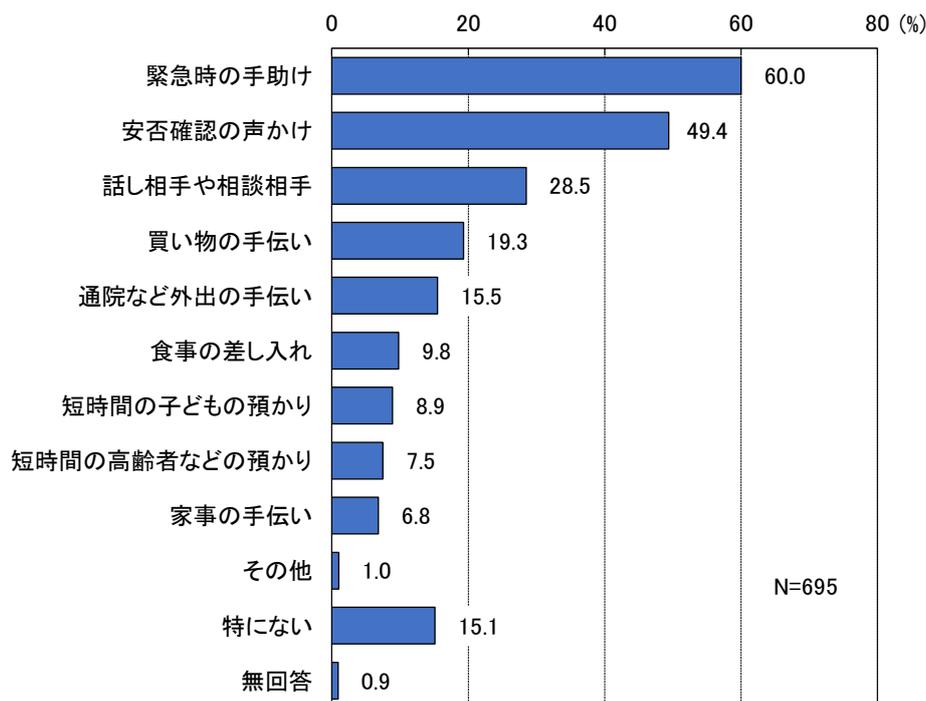
地域福祉の取組においては、避難行動要支援者に対する支援をはじめ、防災に対する住民の不安を地域福祉の視点から解消しようとすることも重要となっています。近年、全国各地で地震や豪雨による冠水、土砂災害等の被害が多発しており、住民の防災意識も年々高まっています。過去の被害経験の有無にかかわらず、住民、行政の双方が、あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められています。特に、災害時に自力では避難が困難な避難行動要支援者といわれる高齢者や障がい者等は、災害時に特別な支援を必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、地域福祉においては、要支援者の視点での対策もまた、緊急の課題となっています。

意識調査結果を見ると、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかという問いに対し、「緊急時の手助け」は60.0%と最も高い割合となっています(図4-8参照)。しかし、一方で、地震や風水害などの災害に対する備えについては、「特に何もしていない」と回答した人が52.2%を占めている(図4-9参照)という現実もあります。また、災害(地震や風水害)への備えとして、地域で早急に必要だと思うこととしては、「避難所や避難ルートの確保・整備」(49.6%)や「危険な箇所の把握」(44.0%)が上位にあがっています。

本市では、「名護市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、民生委員・児童委員の協力を得ながら災害時に援助を必要とする要配慮者の把握に努めています。今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図る必要があります。特に、

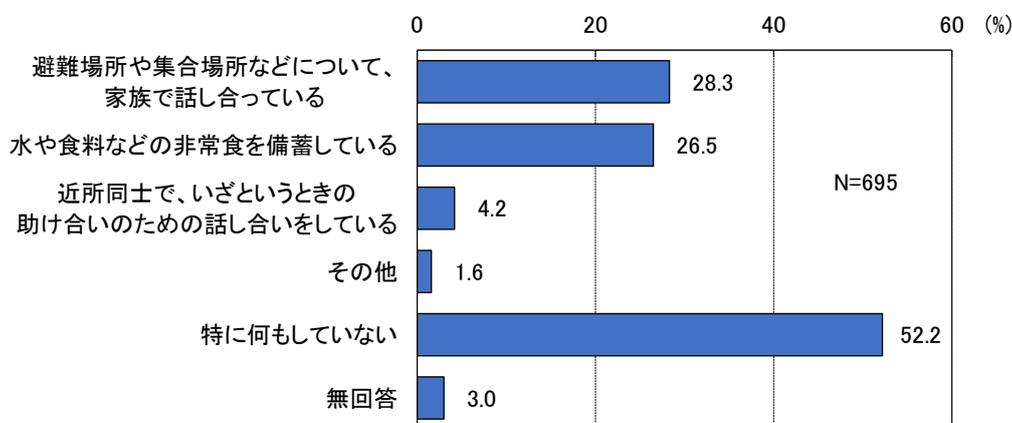
避難行動要支援者については、それぞれの要支援者ごとにその避難を支援してくれる人を定めるなど、個別避難計画策定の必要性が高まっており、仮に個別避難計画がない状態でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことが重要です。

■図4-8 高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域や隣近所からどのような手助けをしてほしいと思うか



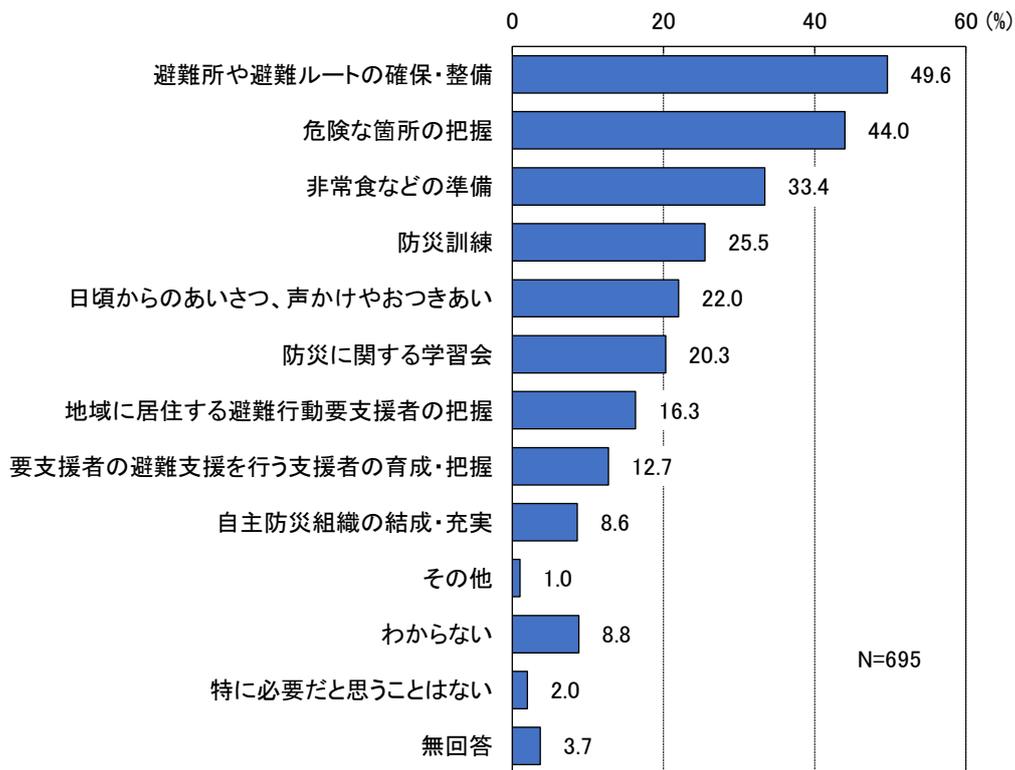
資料:意識調査結果

■図4-9 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか



資料:意識調査結果

■図4-10 災害(地震や風水害)への備えとして、地域で早急に必要だと思うこと



資料:意識調査結果

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	防災知識の普及啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。	社会福祉課 介護長寿課 総務課 消防本部
2	災害時の情報伝達手段の整備	災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。	社会福祉課 介護長寿課 総務課
3	避難所用緊急物資の整備	感染症対策用品(間仕切り、簡易ベッド、自動ラップ式トイレ、マスクなど)も含めた必要な物資の備蓄数を確保するとともに、災害弱者に配慮した物資の確保も行います。	総務課

No.	項目	取組の内容	主な担当課
4	避難行動要支援者個別避難計画の策定	避難行動要支援者個別避難計画を策定し、定期的な確認と状況の変化に応じた見直しを進めます。	社会福祉課 介護長寿課
5	福祉避難所の拡充	一般の避難所で共同生活が困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。	総務課 社会福祉課 介護長寿課 子育て支援課 保育・幼稚園課
6	自主防災組織の設立促進	自然災害への対処において自主防災組織の設立を促し、地域における連携の強化を図ります。	総務課

※避難行動要支援者個別避難計画とは

一人で避難することが困難な要配慮者に対して、事前に避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を策定し、迅速に避難できるようにするための計画

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- マニュアルをもとに、災害ボランティアセンターの設置を想定した訓練を行い、災害時に備えます。

③地域住民・団体ができること

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がい者等を意識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者個別避難計画の策定と更新に積極的に協力します。

④福祉事業者等ができること

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。

- 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者等に配慮した避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「災害への備えができている」と思う市民の割合*	20.9%	40%
災害時の避難場所を「知っている」市民の割合*	52.9%	70%
自主防災組織の設立数	13区	28区

*意識調査結果に基づく評価指標のため現状値は令和4年度



2 地域の安全を守る活動

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心がさまざまな犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	防犯意識向上の推進	防犯のための地域活動やボランティア活動の重要性を啓発し、活動への支援を行います。	総務課
2	防犯設備の充実	防犯灯や防犯カメラ等、防犯設備の適切な維持管理に努め、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。	総務課 地域力推進課
3	防犯情報の共有・提供	警察、地域、関係諸団体と連携し、情報の共有を図るとともに、発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。	総務課
4	悪質商法等による被害の予防	高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の手口と被害については、老人クラブ連合会や民生委員・児童委員協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。	介護長寿課 社会福祉課 商工・企業誘致課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域支援ネットワーク活動を活用し、各地区において行われる防犯活動への取組を支援します。

③地域住民・団体ができること

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報の地域での共有を図ります。
- 安全パトロールを充実させ、自分たちの地域は自分たちで守ります。
- 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩等を行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。

④福祉事業者等ができること

- 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、被害に遭っていると疑われる利用者に対する声掛けを行います。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「防犯体制が整っている」と思う市民の割合*	19.5%	40%

*意識調査結果に基づく評価指標のため現状値は令和4年度

3 人にやさしい生活環境づくり

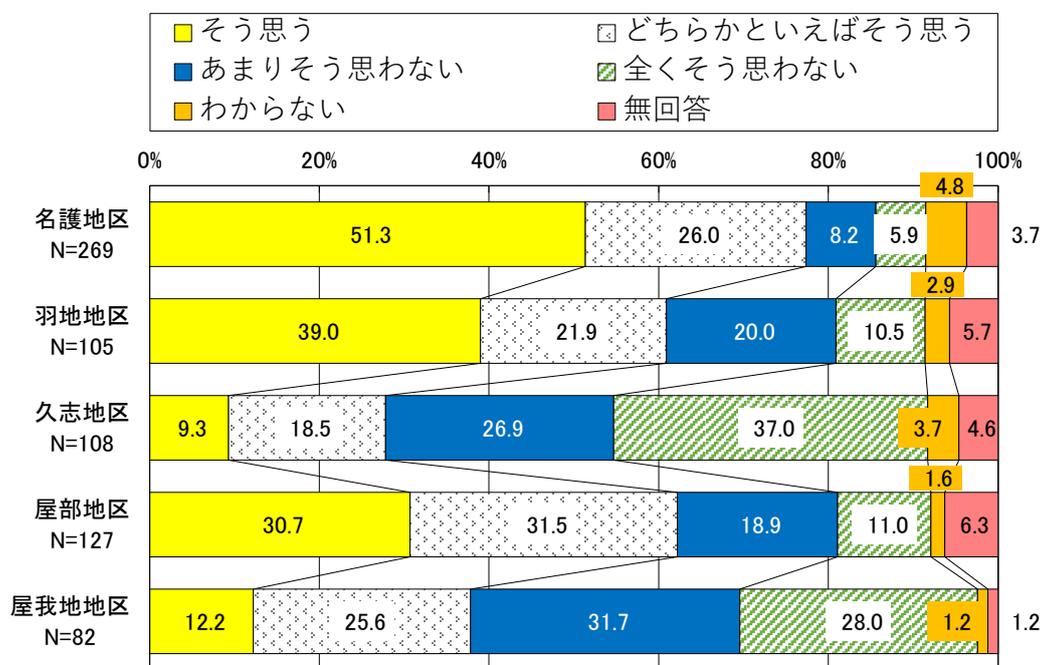
(1) 現状と課題

高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。市では、このようなあらゆる人にやさしい生活環境づくりを目指し、公共施設や道路のユニバーサルデザインとバリアフリーに取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住まいの確保とともに病院や買い物場所等へのアクセスが容易であることが必要です。居住地域による買い物や通院の手段、所要時間の差異は、生活満足度の地域間格差にもつながります。意識調査結果を見ると、居住地域によって、買い物や交通の便利さに関する満足度に違いが見られ(図4-11、図4-12参照)、地域によっては、いわゆる買い物弱者や交通弱者の存在が地域課題となっています。

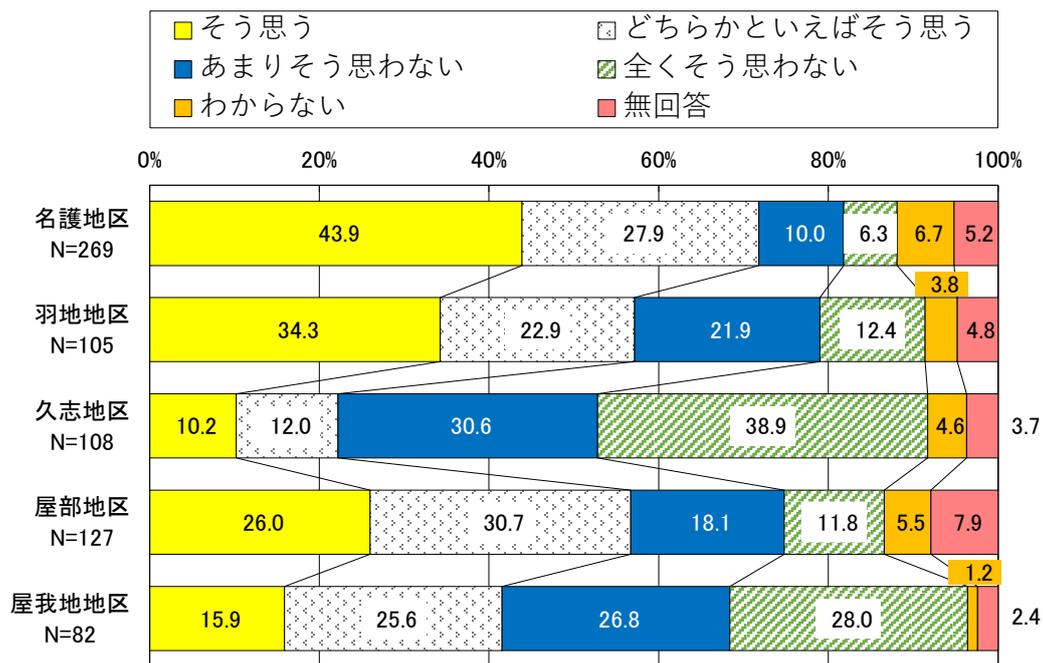
市では、買い物弱者や交通弱者への支援策にも取り組んでいますが、今後も継続的に利用者ニーズを把握しながら、利便性の向上を図っていく必要があります。

■図4-11 「買い物に不便を感じない」という点についてどう思うか(中圏域別)



資料:意識調査結果

■ 図4-12 「通院に不便を感じない」という点についてどう思うか(中圏域別)



資料:意識調査結果

(2) 今後の取組

①市(行政)が取り組むこと

No.	項目	取組の内容	主な担当課
1	バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	「バリアフリー新法」や「沖縄県福祉のまちづくり条例」「沖縄県ユニバーサル推進指針」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちを目指します。	都市計画課 建設土木課 建築住宅課 教育施設課 総務課
2	高齢者、障がい者の居住系サービスの確保	高齢者や障がい者を対象とした居住系サービスの確保・充実に向けて民間企業等への働きかけを行うなど、地域における受け皿の確保を進めます。	社会福祉課 介護長寿課
3	交通弱者・買い物弱者への支援	交通弱者の生活交通手段の確保を図るとともに、移動販売、コミュニティバス等による買い物弱者への支援を行います。	社会福祉課 生活支援課 介護長寿課 政策推進課

②名護市社会福祉協議会が取り組むこと

- 広報誌や各種講座・講演等を通じて、地域に暮らす高齢者や障がい者の声を発信し、ユニバーサルデザインによるまちづくりの必要性・重要性を啓発します。

③地域住民・団体ができること

- 地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討します。
- 駐車や駐輪をしている車両が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう気をつけます。
- 自分の買い物のついでに、買物困難者の買い物を代行するなど、地域で支え合いの関係を築きます。

④福祉事業者等ができること

- サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。
- 居宅改修等に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。
- サービス利用者の送迎に努めます。
- 買物困難者をターゲットとした移動販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。

(3) 評価指標と目標値

評価指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「買い物に不便を感じない」という点について、そう思うと回答した市民の割合*	55.9%	70%
「通院に不便を感じない」という点について、そう思うと回答した市民の割合*	55.4%	70%

*意識調査結果に基づく評価指標のため現状値は令和4年度

第 5 章

成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)を平成28年に施行しました。そして、この法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年に閣議決定されました。

促進法では、「市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するもの」とされており、本市においても、令和4年3月、「名護市成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「原計画」という。)を策定しました。原計画では、当事者関係者団体や専門機関、相談支援組織からのヒアリング等により、成年後見制度に関する問題点や実態を把握した上で、「認知症の症状や障がい等があっても、人々や地域と関わり合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち」をめざし、3つの方針と令和9年度までの具体的な取組を定めました。

一方、原計画の策定とほぼ時を同じくして、国では「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。その第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるとされています(下図参照)。そこで、本市においては、地域共生社会の実現をめざす第5次名護市地域福祉計画の中に原計画を取り込み、包括的支援体制の整備と一体的かつ総合的・計画的に、成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図ることとしました。



資料：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

※成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利を擁護し、支援するための制度です。この制度には、判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

【法定後見制度】

すでに判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申し立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)が支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの類型があります。

類型	補助	保佐	後見
対象	判断能力が 不十分な人	判断能力が 著しく不十分な人	判断能力が 欠けているのが通常の状態

【任意後見制度】

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を決め、支援して欲しい内容をあらかじめ決めておく制度です。

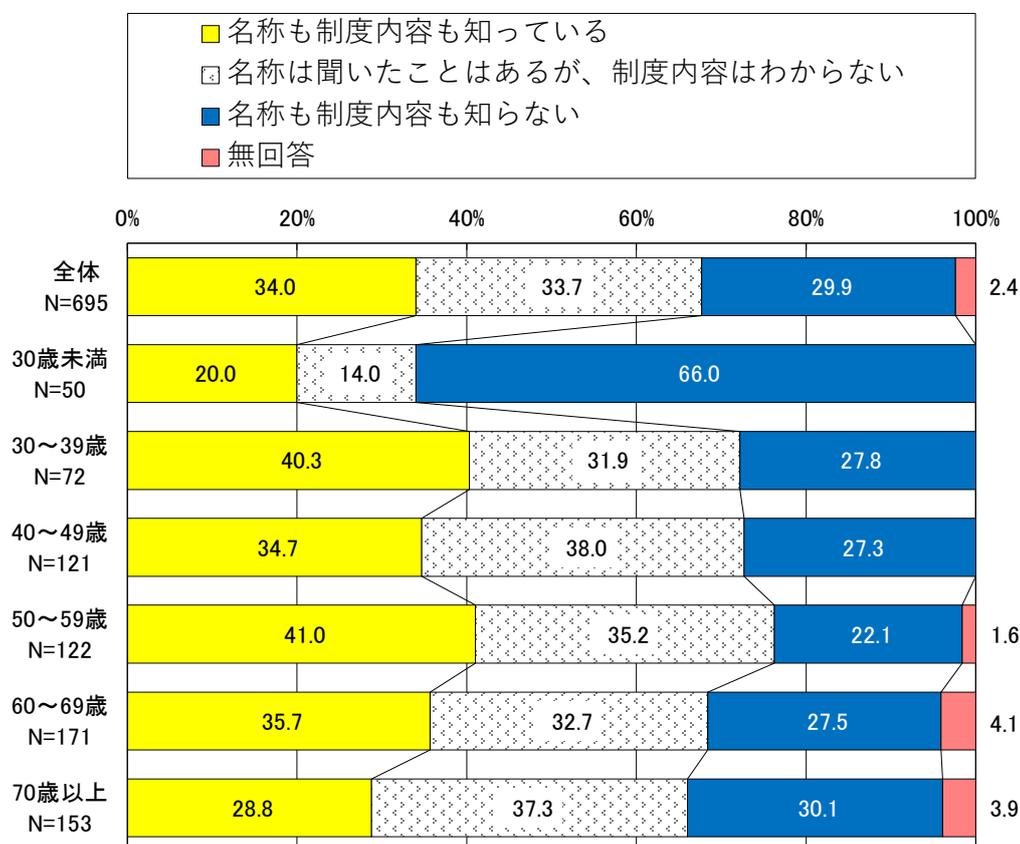
2 意識調査結果に見る成年後見制度の課題

(1) 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名称も制度内容も知っている」と回答した人が全体の34.0%、「名称は聞いたことはあるが、制度内容はわからない」と回答した人が33.7%、「名称も制度内容も知らない」と回答した人が29.9%となっており、まだまだ認知度が高いとは言えません。

また、年齢階層別に見ると、「30歳未満」の認知度が特に低くなっています。

■図5-1 成年後見制度を知っているか

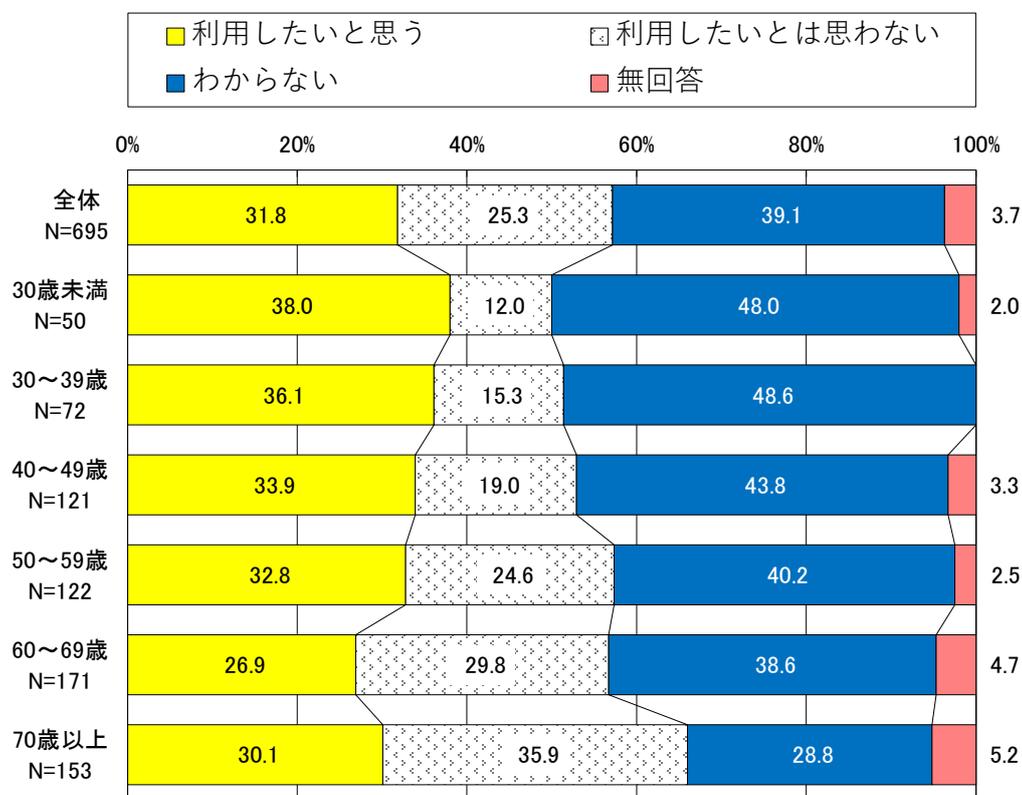


(2) 成年後見制度の利用意向

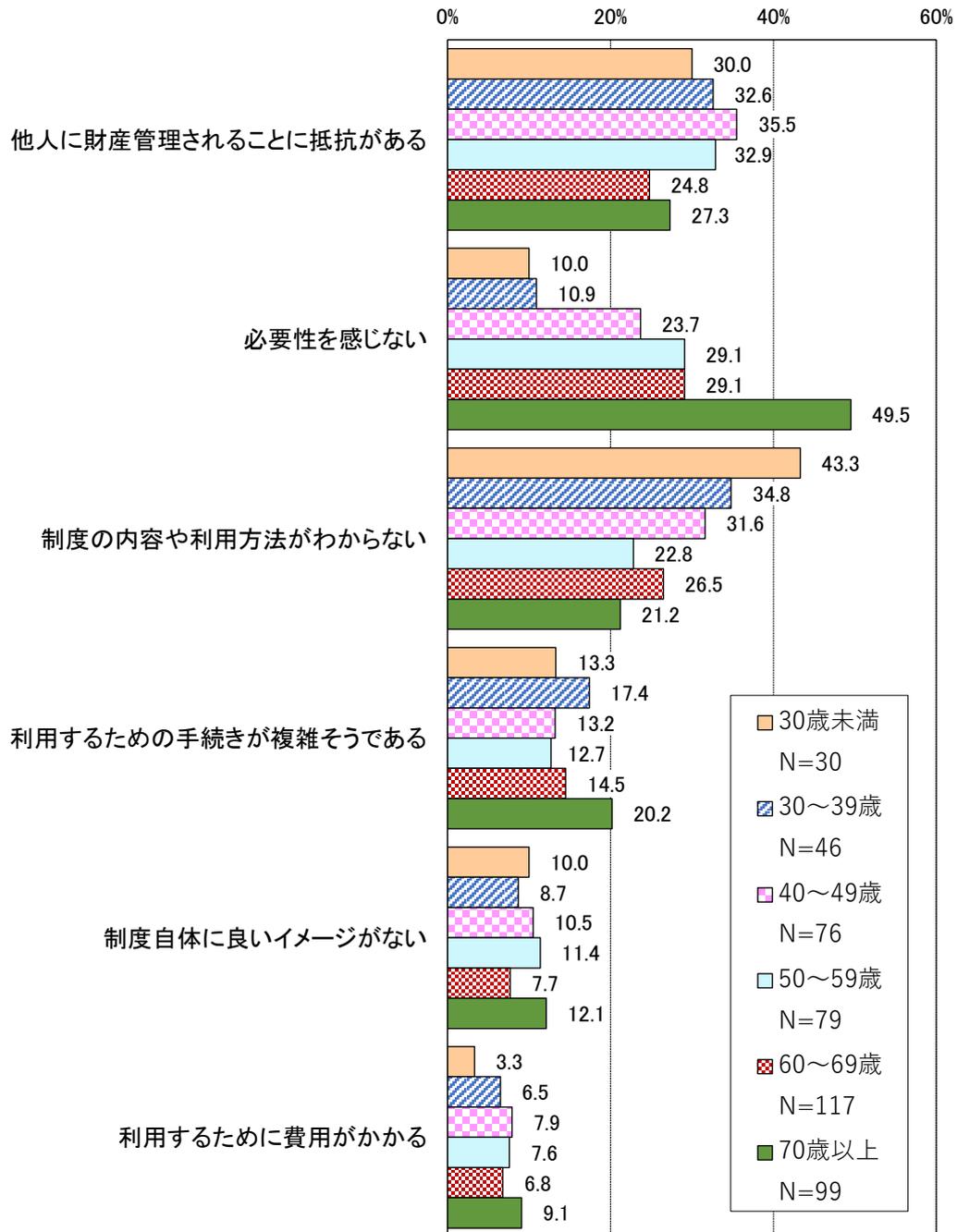
将来的に自分の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を「利用したいと思う」と回答した人は全体の31.8%で、「利用したいとは思わない」(25.3%)を6.5ポイント上回っていますが、制度自体の認知度が低いこともあって「わからない」という回答が39.1%と最も多くなっています。

また、「利用したいとは思わない」「わからない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ「必要性を感じない」や「制度の内容や利用方法がわからない」のほか、「他人に財産管理されることに抵抗がある」という回答が多くなっています(次ページの図5-3参照)。

■ 図5-2 自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思うか



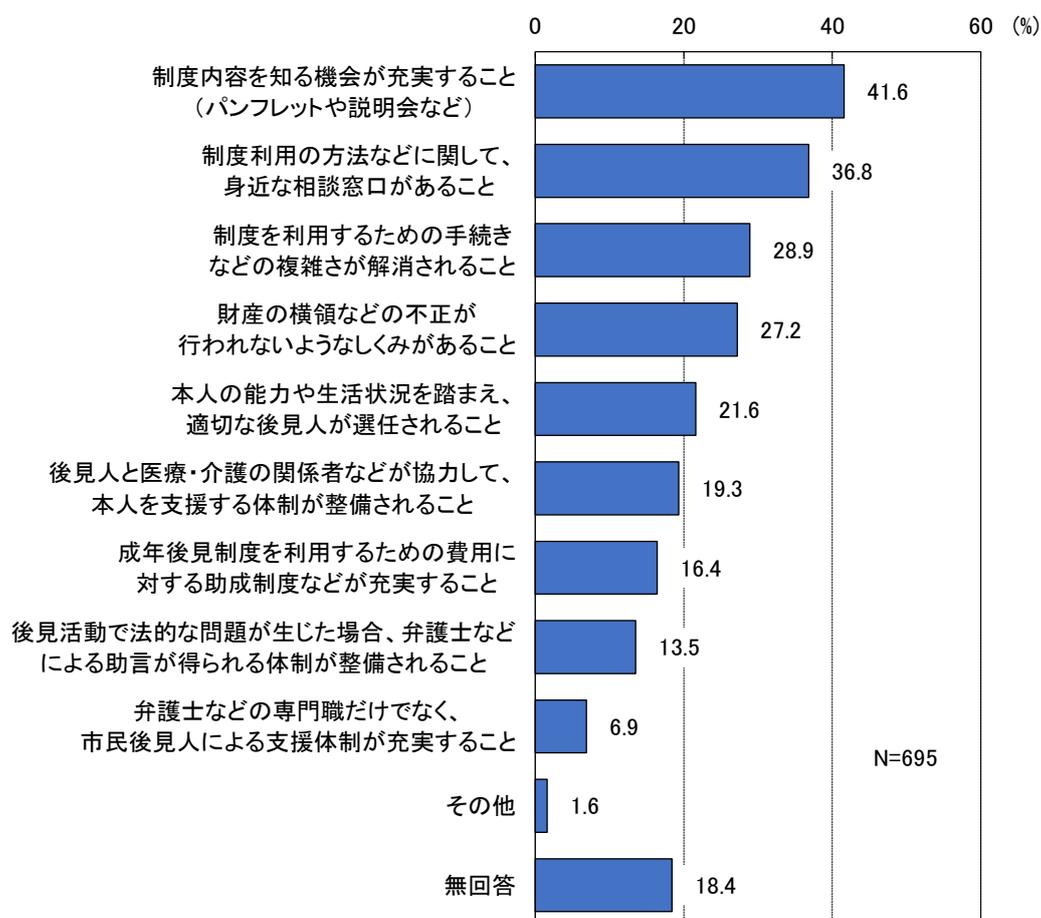
■ 図5-3 成年後見制度を「利用したいとは思わない」「わからない」と回答した理由



(3) 成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要であると思うこと

成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要であると思うこととしては、「制度内容を知る機会が充実すること(パンフレットや説明会など)」が41.6%と最も多く、以下、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」(36.8%)、「制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること」(28.9%)、「財産の横領などの不正が行われないようなしくみがあること」(27.2%)と続いています。

■ 図5-4 成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思うか



3 計画の基本的な考え方

(1) めざすまちの姿

**認知症の症状や障がい等があっても、
人や地域と関わり合いながら、
尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち**

本計画では、本市の総合計画や「地域共生社会」の考えを踏まえ、成年後見制度利用促進によって、「認知症の症状や障がい等があっても、人や地域と関わり合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち」をめざします。

また、本計画の取組を進めることで、SDGsの誓いである「誰一人取り残さない」持続可能な地域をつくることにもつながると考えます。

本計画でめざす、「人々や地域と関わり合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまち」について、どのようなまちの状態を想定しているのかを整理すると、以下の3つにまとめることができます。

- 誰もが認知症や障がいのために支援が必要になりうると我が事としてとらえ、成年後見制度の利用により、福祉サービスなど必要な支援につながる。
- 人権を侵害されたり、財産を奪われたりすることなく、誰もが安全・安心に暮らし、自分らしい生き方や意見が尊重される。
- 市民、地域、企業、ボランティア、専門職団体、行政など様々な立場の方々がつながり、市民や地域が抱える問題にみんなで気づき、みんなで取り組む。

(2) 目標

制度の利用を必要とする人が尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進め、多様な分野・主体の参加・連携により、成年後見制度利用促進の取り組みを充実させていきます。

(3) 基本的な考え方

①権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、国の計画では、全国どの地域においても、支援が必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみとしています。

制度の利用を必要とする人が成年後見制度などの必要な支援・サービスの利用を通じて、尊厳のある自分らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくためには、地域での多職種連携が不可欠です。

本市においてもその基盤として、地域や福祉、医療、行政などに司法を加えた多様な分野の関係機関・団体が連携するしくみづくりを進めます。

地域連携ネットワークづくりについては、できる限り既存の高齢者や障がい者など個別支援会議の枠組みや会議体などの資源を活用していくものとします。

②権利擁護支援の地域連携ネットワーク

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な方(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待や消費者被害を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援へのつなぎを行います。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心して地域での暮らしを続けていくために、判断能力の低下などに関わらず、早期の段階から支援や相談窓口とつながっていることが大切であり、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう、相談窓口を含めた制度の周知を進めます。そして、早期から専門職団体による相談対応が可能となる体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用のための支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能にする必要があり、本人を取り巻く地域の関係団体等との連携による本人を中心とした支援体制をつくります。

③権利擁護支援の地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークは、「中核となる機関(以下、「中核機関」という。)」、「チーム」、「協議会」の3つのしくみからなります。

ア 中核機関

「中核機関」とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け付け、必要

に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートの役割を担うものとします。

関係機関や専門職団体の協力・連携強化を図るために関係者間での権利擁護支援に関する話し合いや情報を共有する場(協議会等)の運営等を行います。

イ 本人を後見人等とともに支える「チーム」

「チーム」とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみです。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などを加え、適切に支援が必要な人の権利擁護を進めます。

ウ 協議会

「協議会」とは、専門職団体や当事者団体などを含む関係機関・団体が、連携を強化し、これらの機関・団体が協力する体制づくりを進めるしくみです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、チームに対し法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう連携を強化し、地域課題の検討・調整・解決に向けて協議する場を設けます。また、家庭裁判所との連携・連絡強化、活動のチェック機能も担います。中核機関がその事務局を行います。

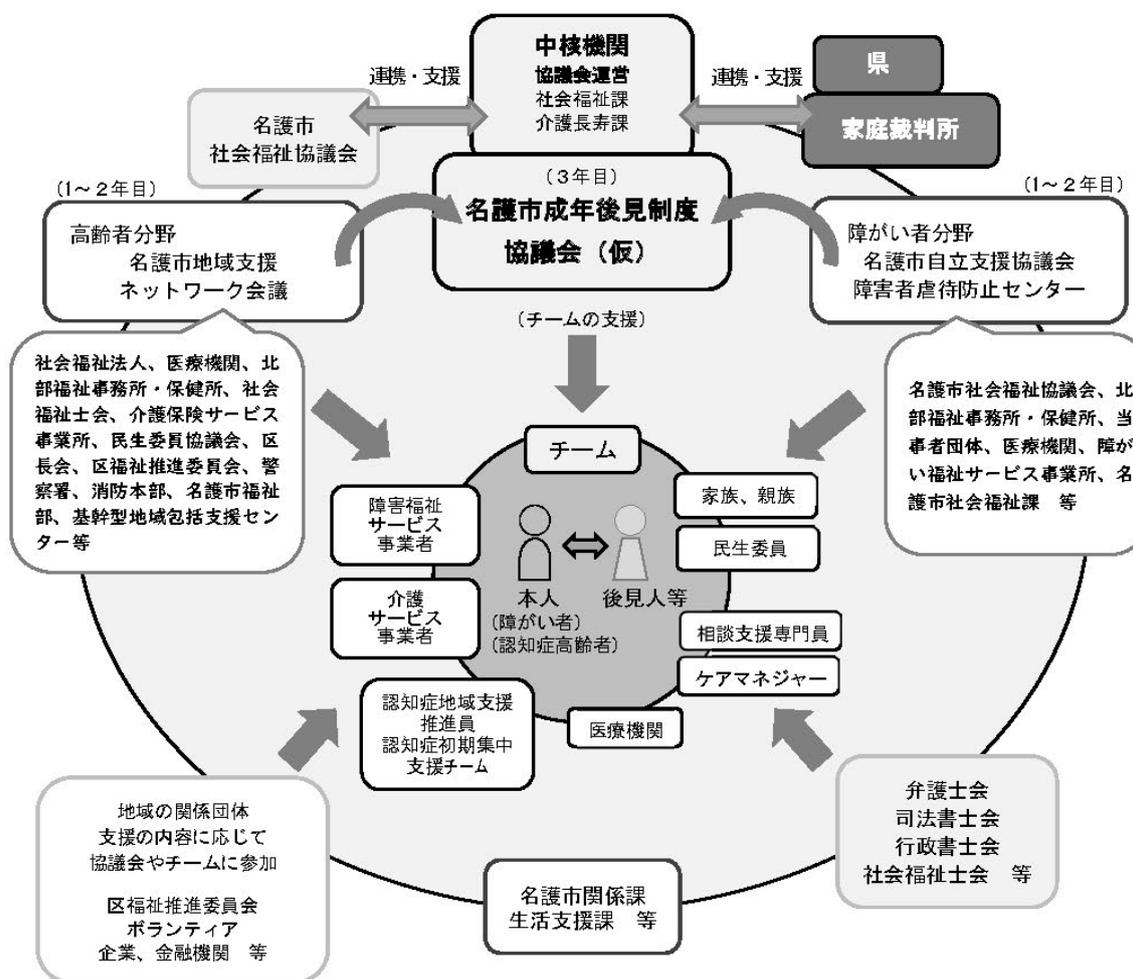
④地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき機能

地域連携ネットワークおよび中核機関については、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能について、段階的・計画的に整備するとともに、⑤不正防止効果に配慮していくものとします。地域連携ネットワークやチームといった体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく日常的に相談を受けられ制度への理解も深まることで不正の発生を防ぐ効果が期待されます。

権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、個々の権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要があります。

こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、生活困窮、虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もあることから、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくことを中核機関や協議会で、地域保健福祉計画での包括支援体制を踏まえ検討していきます。

【名護市地域連携ネットワークのイメージ】



(4) 取組の方針と体系

①取組の方針

計画課題の解決に取り組むとともに、地域の人々と支え合いながら、尊厳のある自分らしい暮らしを続けることができるまちの実現に向けて、以下の方針を設定します。

方針1 適切な権利擁護支援につながる地域連携ネットワークをつくる

(連携の仕組みづくり「中核機関」「チーム」「協議会」の設置)

認知症の症状や障がい等のために判断することが難しくなっても、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用し地域社会へ参加できるよう、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークを構築していきます。

そのために、地域の関係団体や医療機関、福祉サービスの提供事業所及び相談支援機関に加え、司法・福祉の専門職団体との連携を図り、全体をコーディネートする「中核機関」を設置します。さらに、日常的に本人を見守り、本人の意思を尊重した対応を行う「チーム」、チームに対して必要な支援を行う関係者間の連携・協議の場(「協議会」)の確保に努めます。

方針2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える

(地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能の充実)

支援が必要な方や家族など、誰もが気軽に成年後見制度の利用に関する相談ができ、安心して制度を利用できるよう、各相談支援窓口における対応の充実と窓口間の連携を強化します。地域連携ネットワークを活用し、権利擁護の支援が必要な市民の発見と早期対応に努めます。

本人の意向や状況を踏まえた制度の利用を支えるため、申し立て書類作成等の相談や費用負担が困難な方への制度利用に向けた支援を行います。

後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするためのしくみを検討するとともに、後見人への支援の充実と後見人の確保・養成に取り組みます。

方針3 成年後見制度に関する広報・周知を進める

成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない実態があります。高齢者・障がい者ともに支援を必要とする方の増加が予測されており、判断能力等に不安のある方々の生活や権利を守るための制度であることを正しく理解することが制度の利用につながることから、様々な機会や媒体を活用し広報を進めます。

また、制度への理解を深めていただくため、伝える内容についてはわかりやすい表現とするよう努めます。

②取組の体系

めざすまちの姿を実現するための3つの方針と、以下に具体的な取組の体系を示します。

めざす まちの姿	方針	具体的な取組項目
人認 尊や知 厳地症 の域の ある状 の自と 分わら らしい しい合 暮らな らしが しをあ 続けつ ること がで きるま ち	方針1 適切な権利擁護支援につ ながる地域連携ネットワ ークをつくる	(1) 地域連携ネットワークの中核となる「中 核機関」の設置 (2) 本人を後見人とともに支える「チーム」によ る対応 (3) 名護市成年後見制度協議会（仮）の設置と チームへの支援
	方針2 誰もが安心して利用でき るよう制度の利用を支える	(1) 早期発見・早期対応を可能とする包括的 な相談体制の充実 (2) 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利 用支援にかかる事業の推進 (3) 後見人等を支援する体制づくりと制度の 担い手の確保・養成
	方針3 成年後見制度に関する広報・ 周知を進める	(1) 市民への周知の推進 (2) 連携ネットワークを活用した関係組織へ の周知の推進 (3) 後見人等の活動にかかる支援、情報の提 供

4 方針ごとの取組

方針1 権利擁護支援につながる地域連携ネットワーク・中核機関をつくる

(1) 地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置

①中核機関の設置と運営

ア 設置の区域

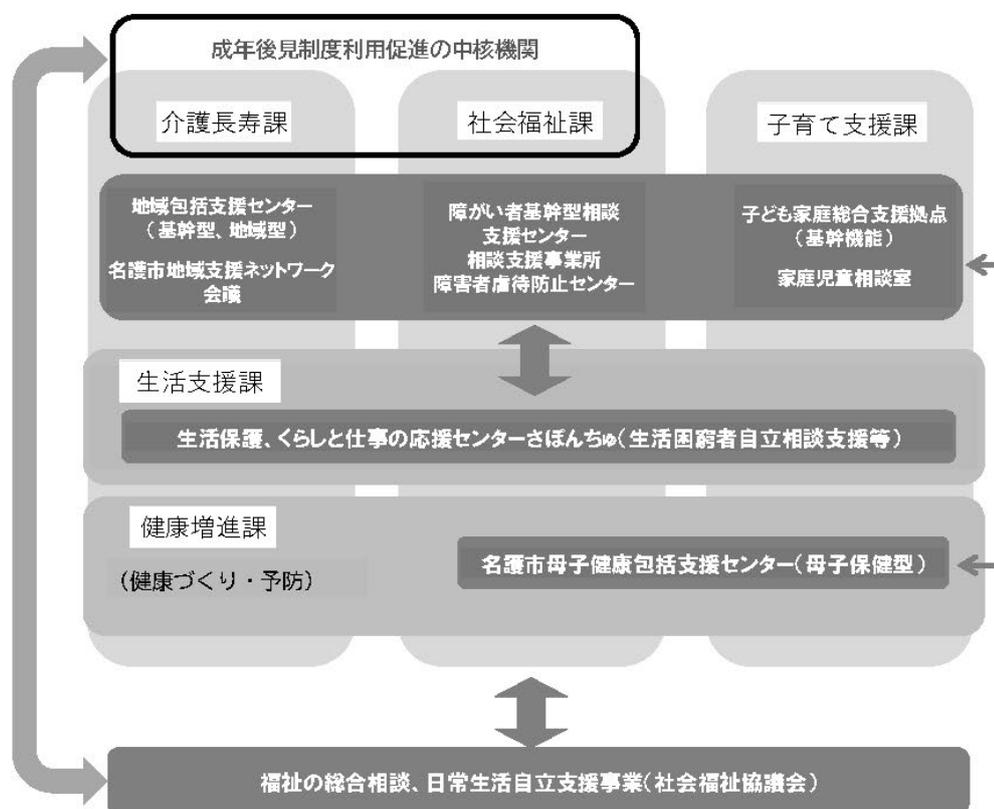
中核機関の設置にあたっては、名護市全域を中核機関の設置区域とします。

イ 設置と運営の主体

権利擁護に関する支援について、市の有する個人情報に基づき行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要があることから名護市が設置します。

権利擁護業務についてこれまで社会福祉課及び介護長寿課を中心に実施しているため、社会福祉課、介護長寿課を名護市における成年後見制度利用促進の中核機関と位置づけ、運営していきます。

【中核機関と役所内の連携相談窓口】



②中核機関が地域連携ネットワークとともに担う取組

- a) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充、協議会の開催、個別のチームに対する支援
 - b) 制度の周知、普及
 - c) 権利擁護に関する相談の強化
 - d) 制度の利用促進
 - e) 後見人への支援
- ⇒取組は方針3を参照
- ⇒取組は方針2を参照

(2) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

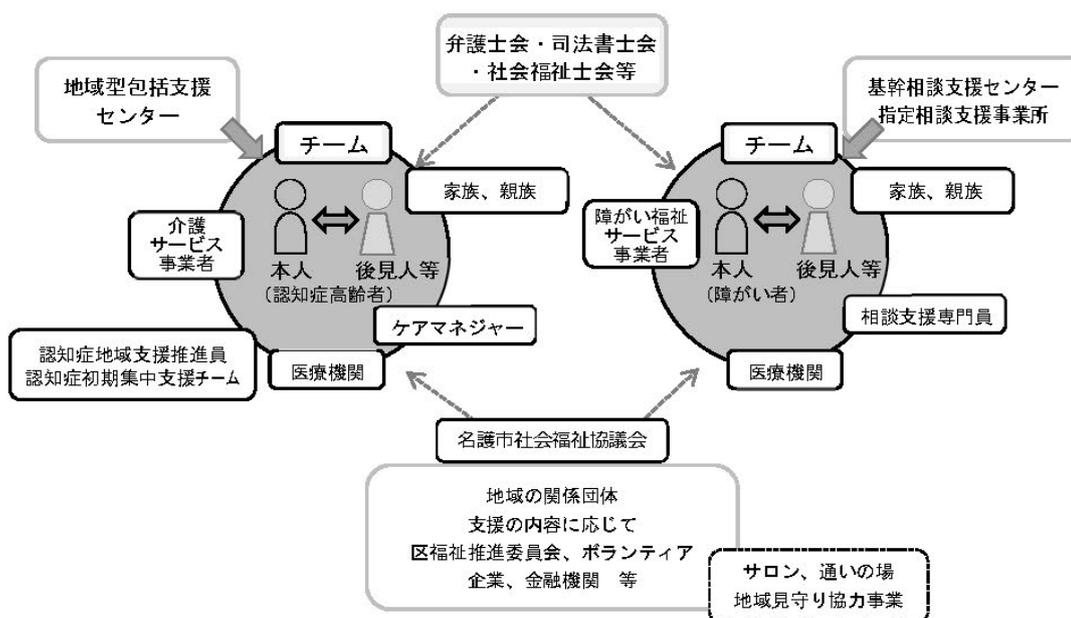
①支援を必要とする人を中心としたチームづくり

権利擁護が必要な障がい者や高齢者を支援するために、利用者の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。具体的には、障がい者や高齢者の個別支援会議のメンバー、それらの個別支援会

議でつくられた支援体制のメンバーをチームとします。

必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行い、その方針に基づいて支援を行います。加えて、民生委員をはじめ区福祉推進委員会、企業・金融機関なども協力して日常的な生活支援、見守りを行います。

【チーム】



(3) 名護市成年後見制度協議会（仮）の設置とチームへの支援

①名護市成年後見制度協議会（仮）の設置とチーム支援

権利擁護支援「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体、関係機関が本人の必要な支援を行うことができるように協議などをする場として名護市成年後見制度協議会（仮）を設置します。

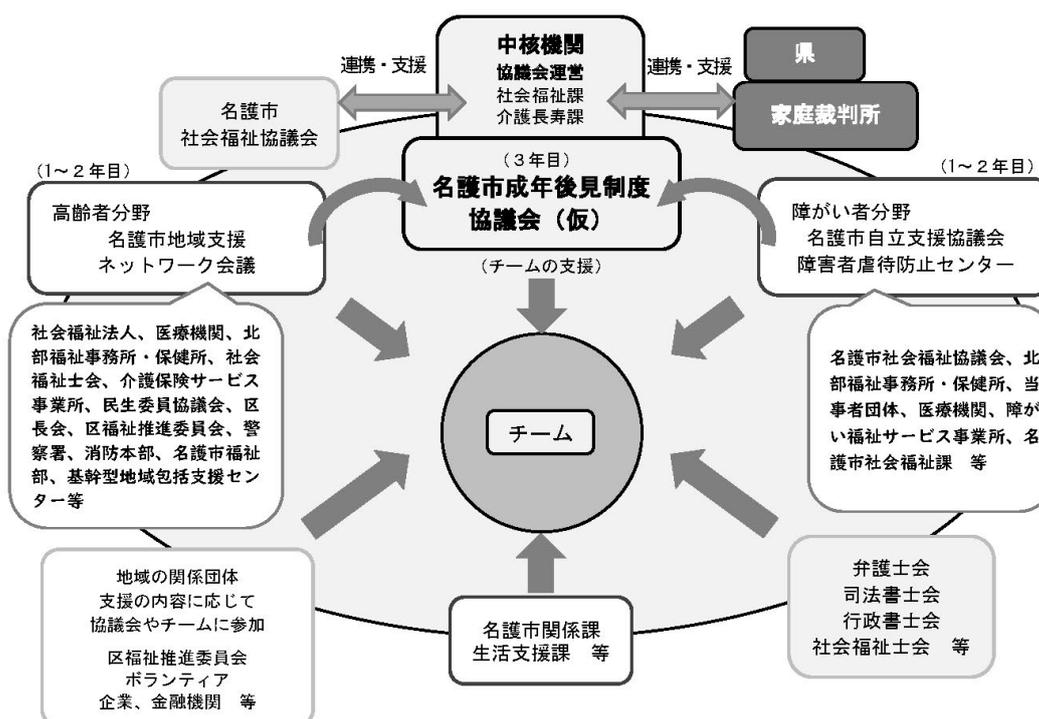
協議会では、チームへの支援のほかに、名護市の成年後見制度利用促進に関する検討、家庭裁判所・司法の専門職団体、当事者や地域の関係団体との協力・連携強化、困難事例等の相談やその支援に対する意見等を協議共有する場としての位置づけを行います。

こうした協議体については、既存の支援のしくみを活用することができることから、名護市では、障がい者分野の「自立支援協議会」「障害者虐待防止センター」と高齢者分野の「名護市地域支援ネットワーク会議」を一体化させ、名護市社会福祉協議会と関係課を加え協議会と位置づけ、チームの支援を行います。

令和5年度までは、障がい者、高齢者分野の協議会を開催する中で、新しい役割やしくみを確認し、同時に一体化した協議会の在り方について準備を進め、令和6年度以降は一体化した協議会を開催し、地域福祉計画で位置づける包括的、重層的な支援体制の検討とともに一体化の準備を行います。

中核機関が事務局として協議会を開催し、名護市成年後見制度利用促進計画の進捗や中核機関の取り組みを報告し、地域の課題や情報の共有に努め、家庭裁判所の支援協力のもと運営を進めていきます。

【協議会】



方針2 誰もが安心して利用できるよう制度の利用を支える

(1) 早期発見・早期対応を可能とする包括的な相談体制の充実

①相談・相談支援機能の確保

成年後見制度運用の中心的な役割を担う中核機関(市社会福祉課及び介護長寿課)において、適切な相談体制及び各相談窓口の支援体制を整えます。そのために、先の協議会等を通じて関係機関の連携強化に取り組みます。

②福祉等の相談窓口の機能強化

基幹型及び地域型包括支援センター、障がい者の基幹型相談支援センター及び相談支援事業所、くらしと仕事の応援センターさぽんちゅ、名護市社会福祉協議会総合相談窓口等各相談窓口で権利擁護に関する相談機能の充実を図るため、中核機関による相談員等のスキルアップ支援に取り組みます。

③専門職団体との連携による相談機能の充実

司法等の専門的な視点での相談に適切に対応できるよう、専門職団体(弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会等)との連携を図ります。そのために、先の協議会での情報交換、専門職団体による研修会の開催等に取り組みます。

④早期発見、早期対応に向けた地域の支援者等との連携

権利擁護を必要とする市民の早期発見、早期対応に向け、区長、民生委員等地域のキーパーソンとの連携を図ります。そのために、区長会、民生委員児童委員協議会の定例会等で権利擁護に関する研修会等を実施します。

(2) 本人の状況を踏まえた成年後見制度の利用支援にかかる事業の推進

①制度利用に向けた申立の支援

成年後見制度の利用に際して、本人もしくは親族後見人候補者等の制度の円滑な利用に向け、申立に係る書類作成支援等を行います。また、家族、親族等からの支援が得られない市民に対し、関係機関等と連携しつつ市長が行う成年後見制度に係る審判請求の申立手続の支援を行います。

②受任者調整等の支援

成年後見人等の確保が困難な市民に対し、市民の状況やニーズに応じて、適切な後見人等を確保できるよう、関係機関、団体との連携を図りながら、後見人等の候補者をリストアップし、受任者調整(マッチング)等の支援を進めます。

③成年後見制度利用支援事業の利用促進

経済的に困窮している市民であっても制度の利用がなされるよう、審判請求申立費用や成年後見等報酬費用の助成を行う成年後見制度利用支援事業を進めます。

④市民の状況を踏まえた成年後見制度の利用促進

名護市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を利用している市民の判断能力が著しく低下している場合には、市民本人の状況を踏まえ、成年後見制度利用へのスムーズな移行が行えるよう、名護市社会福祉協議会等関係機関との連携を図ります。

(3) 後見人等を支援する体制づくりと制度の担い手の確保・養成

①後見人等への支援の充実

後見人等の活動(身上保護、財産管理、家庭裁判所への報告等)が円滑に行われるよう、中核機関による支援に取り組むとともに、前述の「チーム」が適切に機能するよう、福祉サービス提供事業所、家庭裁判所等関係機関との連携を進めます。また、後見人等の後見活動の充実に向け、「後見人等連絡会」を開催し、情報共有、事例検討等に努めます。

②第三者後見人等の確保

成年後見制度の利用ニーズが高まる中で、親族後見人以外の後見人等の確保が求められています。専門職団体や社会福祉法人等との連携を強化し、専門職後見人や法人後見実施組織の確保を進めます。

③市民後見人の育成・継続支援

地域福祉に理解と熱意のある市民が活躍でき、それが成年後見制度の利用ニーズをカバーできるよう、市民後見人として育成を図ります。そのために、関係機関と連携しつつ市民後見人養成講座を開催します。

育成した市民後見人については、講座修了後に後見等活動に携われるよう、親族後見人や専門職後見人等の支援者や名護市社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の生活支援員等を経て、市民後見人になるような段階的なステップアップの仕組みを検討していくこととします。

方針3 成年後見制度に関する広報・周知を進める

(1) 市民への周知の推進

①成年後見制度に関する情報の発信

これまで市民の間で成年後見制度があまり知られていないため、財産管理や契約関係等の困りごとに対処する成年後見制度があり、市や名護市社会福祉協議会等が制度利用の手続きなどに対応することを伝える市民向け情報発信が必要です。

引き続き、成年後見制度に関するパンフレットやチラシを窓口を設置し、認知症ケアパスや高齢者いきいき便利帳にも情報を掲載します。また、老人クラブやシニア支援者講習会においても、制度説明や相談窓口の情報提供を行います。

また、市ホームページ等での情報発信のほか、相談支援事業所や各地域型包括支援センターにもパンフレットを設置し、市民のより身近な地域での周知に努めます。

更なる高齢化にともない成年後見制度の必要性が高まっていくことから、将来の判断力低下に備えて利用する任意後見制度を含めた広報を進めます。

②相談窓口の周知、市民向け講演会・出前講座の開催

成年後見制度に関する情報が市民に届いても、一人では制度の理解が難しいと感じて実際の手続きに至るまでに利用を断念してしまうおそれがあります。

情報提供を積極的に進めるとともに、社会福祉課および介護長寿課に成年後見制度の担当職員を配置し、窓口を周知することで市民が気軽に相談できるようにします。また、成年後見制度に関して伝わりやすい説明を行う市民向け講演会や出前講座を開催します。

(2) 連携ネットワークを活用した関係組織への周知の推進

①地域団体や関係組織向けの周知・勉強会の実施

地域団体や関係組織においては成年後見制度に関して見聞きしているものの、内容の理解に不安があるなど相談があった際の対応に苦慮している現状があります。そこで、地域団体や関係組織を対象に勉強会などを開催し、成年後見制度に関する正しい理解を支援するとともに、市民から相談を受けた際の対応方法や対応について相談できる窓口を明確にし、周知を行います。

成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見・支援につなげるため、支援機関や福祉サービスを利用していない方に情報を届ける方策や、日常の変化に気づいて情報共有する連携のあり方について地域団体や関係機関と検討します。

②職員研修等の実施

市や名護市社会福祉協議会等に成年後見制度に関連する内容の問い合わせがあった際に、適切な説明が行えるよう職員向けに理解促進のための研修を実施します。

市内に4か所ある地域型包括支援センターと、成年後見制度の利用促進に関する連携のため研修および意見交換を実施します。

(3) 後見人等の活動にかかる支援、情報の提供

①親族後見人や市民後見人等への支援・研修等の実施

成年後見制度は個人の財産や契約に関する法的な内容を取り扱うため、一般市民にとっては馴染みのない用語が多く、必要とする書類やその入手・提出先が複数あるなど手続きも複雑です。

後見人等の活動負担を軽減するために、書類作成や各種手続きの方法を学んだり相談したりする勉強会や法改正にあわせた学習会のほか、被後見人が利用できる地域資源に関する情報共有の場を必要に応じ開催します。また、後見人等向けの情報提供により活動の支援とともに制度の理解を促進します。

第 6 章

計画の実現のために

1 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組を実践・継続していけるよう、「市民のひろば」や市のホームページ上で計画内容を公表し、広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

2 計画の推進体制

社会福祉課を事務局とした庁内関係各部門でワーキングチームを組織し、今後の体制構築のための協議や計画の進捗管理を行い、計画を推進していきます。また、ワーキングチームで協議した内容等は「名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)」へ報告し、意見を伺い、よりよい計画推進となるよう努めます。

3 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門が一体となり、沖縄県北部福祉事務所等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、市と地域福祉推進の中心的な担い手である名護市社会福祉協議会とが、既に地域で様々な活動をしている自治会(区)、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めます。

4 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

【進捗管理のP D C Aサイクル】



資料編



1 用語解説

あ行

■インクルーシブな保育・教育

どんな障がいや病気、あるいは他の事情をもつ子どもでも保育所、幼稚園、学校等から排除されず、共に学びあえるような保育所、幼稚園、学校等を権利として保障しようとするもの。

■LGBT

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称の一つ。同性愛のLesbian(レズビアン)とGay(ゲイ)、両性愛のBisexual(バイセクシュアル)、出生時に法律的・社会的に定められた自らの性別に違和感を持つTransgender(トランスジェンダー)の4つの言葉の頭文字をとっている。

■沖縄県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例。目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されている。

か行

■協議体

支え合いの地域づくりを検討する場。第一層協議体と第二層協議体があり、第一層協議体は全市的な課題を検討する場、第二層協議体は地域の課題を検討する場。

■区福祉推進委員会

小地域(行政区)を単位として、様々な福祉活動を推進していくために設置され、区長や民生委員、福祉委員を中心に区で活動されている婦人会、老人会や青年会のほか、福祉活動に関心のある地域住民で構成される。

■権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が落ちてしまったり、意思無能力者のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ること。

さ行

■在宅医療・介護連携推進委員会

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制整備等について協議を行う委員会。

■自主防災組織

自然災害から地域を守るための住民による任意組織。災害対策基本法に規定されており、自治会組織単位でつくられることが多い。行政の一部という位置づけの消防団とは異なり、構成員はボランティアで、避難訓練や防災研修などの活動をする。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

■重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

■自立支援協議会

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された協議会で、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

■生活支援体制整備事業

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターと協議体(話し合いの場)を設置し、生活支援・介護予防サービスの提供主体等と連携しながら、地域住民主体の「互助」による助け合い活動を推進することで、高齢者の生活を支える体制づくりと社会参加の推進を一体的に進める事業。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

た行

■地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

■地域福祉コーディネーター

地域住民が自分たちの生活における課題や福祉における問題に自ら関わり、解決するための過程を支援する役割を持っている専門職。地域住民からの相談を受けたり、地域を巡回することにより、その地域が抱えている課題を把握し、解決できるように住民の支援を行う。

■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指している。

■地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

な行

■日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

■認知症サポーター

自治体や地域の職域団体、企業などが開催する「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、自分のできる範囲のボランティア活動として認知症の人や家族を支援する。

■ノーマライゼーション

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

は行

■バリアフリー

高齢者や障がい者の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

■バリアフリー新法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。ハートビル法および交通バリアフリー法を統合し、平成18年に制定された。公共交通機関の施設や車両、道路、駐車場、公園施設、建築物などの構造や設備を整備し、高齢者・障害者などの利便性や安全性の向上の促進を図ることを目的とする。

■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援を要する人。

や行

■ユニバーサルデザイン

障がい(ハンディキャップ)の有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

■要配慮者

文字どおり、配慮を要する人で、高齢者、障がい者、乳幼児の他、妊婦、病気や怪我をしている人、メンタルヘルス問題を抱えている人、日本語がわからない外国人なども含まれる。

■要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦などへの支援も行う。

2 地域懇談会の実施について

地域の課題や地域住民同士の助け合い、支援が必要な住民の見守り等に関する現状を把握し、地域の皆で必要な取り組みを検討していくことを目的に、地域懇談会を実施しました。

地域懇談会は5地区(名護地区、久志地区、屋部地区、羽地地区、屋我地地区)に分け開催しました。

開催にあたり名護市ホームページや名護市社会福祉協議会広報誌への記事掲載や地域で福祉活動を支える各種団体への声かけ等により募集を行い、地域住民をはじめ、地域で福祉活動を支えるメンバー(民生委員児童委員、区福祉推進委員会委員、地域型包括支援センター職員、社会福祉協議会職員など)5名~13名程の参加がありました。

地域懇談会では、「名護市の地域福祉に関する意識調査」の地域別の結果や地域福祉に関する地域の状況や対応、課題等について話し合いました。

■開催日・場所

開催日	開催場所
令和4年9月14日	羽地支所 ホール
令和4年9月15日	久志支所 ホール
令和4年9月21日	屋部公民館 ホール
令和4年9月22日	屋我地支所 ホール
令和4年9月29日	名護中央公民館 第1・2研修室



3 名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱

令和2年9月2日

告示第183号

改正 令和3年1月8日告示第3号

令和3年4月12日告示第104号

令和5年1月27日告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市附属機関の設置に関する条例(平成16年条例第5号)別表に規定する名護市地域保健福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市長は、地域保健福祉計画その他の保健、福祉、医療に係る計画を委員会に諮問し、委員会は、これを審議して答申することを所掌事務とする。

2 委員会は、次の各号に掲げる部門ごとに設置するものとし、当該各号に掲げる計画の審議を行うものとする。

(1) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定による成年後見制度利用促進基本計画

(2) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(高齢者及び介護保険部門) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定による介護保健事業計画

(3) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(障害福祉部門) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画

(4) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(健康増進及び食育部門) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づく健康増進計画並びに食育基本法(平成17年法律第63号)第18条に基づく食育推進基本計画

(5) 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(沖縄愛楽園将来構想部門) 地域の保健、福祉及び医療に係る国立療養所沖縄愛楽園の将来構想

(組織)

第3条 委員会は、8人以内で構成し、市長が委嘱又は任命する。

2 委員会の構成員は部門ごとに市長が別で定める者とし、部門ごとに兼ねることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、各計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部門間等会議)

第7条 委員会は、計画に関し部門間で協議することが必要と認めるときは、部門間において会議することができる。

2 前項の場合において、会議の議長は、各部門の会長のうちから互選により選任するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会は、その所掌事務を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市長が別で定める。

(補則)

第10条 この要綱に規定するもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、部門ごとに市長が別で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年1月8日告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月12日告示第104号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年1月27日告示第13号)

この要綱は、告示の日から施行する。

4 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)実施要綱

令和2年10月19日

告示第208号

改正 令和4年6月16日告示第139号

名護市地域保健福祉計画策定推進部会運営要綱(平成19年告示第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱(令和2年告示第183号。以下「基本運営要綱」という。)第10条の規定に基づき、名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)(以下「委員会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 基本運営要綱第3条第2項に規定する部門ごとに市長が別で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉分野の関係者
- (3) 関係団体の構成員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員会において、必要のあるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員会の庶務は、基本運営要綱第9条の規定に基づき、福祉部において行う。

(幹事会)

第3条 基本運営要綱第8条の規定に基づき、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、次の表の者で構成する。

区分	構成
幹事長	福祉部長
副幹事長	福祉部 社会福祉課長
幹事	(1) 福祉部 生活支援課長 (2) 福祉部 介護長寿課長 (3) 市民部 健康増進課長 (4) こども家庭部 子育て支援課長 (5) こども家庭部 保育・幼稚園課長 (6) 総務部 総務課長 (7) 地域経済部 地域力推進課長 (8) 建設部 建築住宅課長 (9) 教育委員会 学校教育課長

- 3 幹事会は、次に掲げるものについて協議する。
 - (1) 基本運営要綱第2条第2項第1号に定める計画の調査及び研究を行うこと。
 - (2) 委員会に提出する原案及び資料に関すること。
 - (3) 委員会の円滑な運営に関すること。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 議長は、必要に応じて幹事以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 議長は、幹事会における協議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 7 幹事会の庶務は、福祉部において行う。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の実施に関し必要な事項は、委員会の会長が別で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年6月16日告示第139号)

この要綱は、告示の日から施行する。

5 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)名簿

	氏名	所属職名	備考
1	野原 健伸	社会福祉法人名護市社会福祉協議会会長	会長
2	鈴木 啓子	公立大学法人名桜大学副学長	副会長
3	上地 寛康	名護市身体障害者福祉協会会長	
4	伊波 裕子	沖縄県北部福祉事務所長	
5	崎浜 秀雄	名護市区長会会長	
6	宮城 弘子	名護市老人クラブ連合会副会長	
7	満名 悦子	名護市民生委員児童委員協議会会長	

6 名護市地域保健福祉計画等策定委員会(地域保健福祉計画部門)幹事会名簿

	氏名	所属職名	備考
1	大城 智美	福祉部長	幹事長
2	上地 健吾	福祉部 社会福祉課長	副幹事長
3	東江 靖典	福祉部 生活支援課長	
4	岸本 光徳	福祉部 介護長寿課長	
5	宮城 範子	市民部 健康増進課長	
6	仲里 幸一郎	こども家庭部 子育て支援課長	
7	饒平名 知巳	こども家庭部 保育・幼稚園課長	
8	神元 愛	総務部 総務課長	
9	仲井間 憲彦	地域経済部 地域力推進課長	
10	宮城 仁	建設部 建築住宅課長	
11	大城 正章	教育委員会 学校教育課長	

7 計画策定の経緯

年月日	内容
令和4年6月28日	第1回 幹事会
令和4年6月30日	第1回 策定委員会 ・第5次名護市地域福祉計画策定業務実施計画について
令和4年8月5日～ 令和4年8月26日	名護市の地域福祉に関する意識調査 (郵送による配布・回収)
令和4年9月14日	地域懇談会(羽地地区)
令和4年9月15日	地域懇談会(久志地区)
令和4年9月21日	地域懇談会(屋部地区)
令和4年9月22日	地域懇談会(屋我地地区)
令和4年9月29日	地域懇談会(名護地区)
令和4年11月16日～ 令和4年11月18日	関係団体等ヒアリング (庁内関係各課、福祉関係団体、相談支援機関・事業者)
令和4年12月19日	第2回 幹事会
令和4年12月19日	第2回 策定委員会 ・第5次名護市地域福祉計画骨子(案)について
令和5年1月27日	第3回 幹事会
令和5年2月1日	市長から策定委員会へ諮問
令和5年2月2日	第3回 策定委員会 ・第5次名護市地域福祉計画(素案)について
令和5年2月6日～ 令和5年2月20日	第5次名護市地域福祉計画(案)に関するパブリック・コメント (意見の提出はありませんでした。)
令和5年2月22日	第4回 幹事会
令和5年2月28日	第4回 策定委員会 ・第5次名護市地域福祉計画(案)について
令和5年3月9日	策定委員会から市長へ答申

8 諮問書



名 福 社 第 593 号
令和 5 年 2 月 1 日

名護市地域保健福祉計画等策定委員会
(地域保健福祉計画部門)
会長 野原 健伸 殿

名護市長 渡具知 武豊



諮問書

名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱第 2 条第 1 項の規定により、次の事項について諮問します。

記

諮問事項

第 5 次名護市地域福祉計画について

諮問理由

第 4 次名護市地域保健福祉計画の計画期間が平成 30 年度から令和 4 年度までのため、次期計画を策定するにあたり審議を依頼します。

9 答申書

令和5年3月9日

名護市長 渡具知 武豊 殿

名護市地域保健福祉計画等策定委員会
(地域保健福祉計画部門)
会長 野原 健伸

答申書

令和5年2月1日付け名福祉第593号で諮問のあった第5次名護市地域福祉計画について、名護市地域保健福祉計画等策定委員会基本運営要綱第2条に基づき、審議した結果、下記のとおり結論に達しましたので答申します。

記

第5次名護市地域福祉計画（案）は、適正なものであると認めます。

市民相互で「思いやりの心」をもち、「支え合い」によって、住みよい地域社会を実現する「共生のまち」を築き、愛着を持てる地域づくりを進めていくため、市民・地域・行政などが連携を図りながら、引き続き新たな時代の地域福祉を推進していくことを要望します。

第5次名護市地域福祉計画

令和5(2023)年3月

発 行 沖縄県名護市

企画・編集 名護市福祉部社会福祉課

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

TEL 0980-53-1212(代表)

FAX 0980-53-1280

